

2023

JA IBARAKIMINAMI REPORT



 JA茨城みなみ

ディスクロージャー誌

J A 綱 領

—わたしたちJAのめざすもの—

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。

そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。
JA茨城みなみは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「2023JA茨城みなみの現況」を作成いたしました。
皆さまが当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。
今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年5月
茨城みなみ農業協同組合

本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

JAのプロフィール

(令和5年1月31日現在)

| | |
|-----------|---------------------|
| ◆設立 | 平成元年8月 |
| ◆本店所在地 | 茨城県取手市毛有111 |
| ◇出資金 | 15億5,635万円 |
| ◇総資産 | 1,144億4,366万円 |
| ◇単体自己資本率 | 13.29% |
| ◇組合員数 | 11,114人 |
| ◇役員数 | 33人 (うち常勤4人) |
| ◇職員数 | 174人 |
| ◇支店・営業店舗数 | 5支店 15営業店舗 2葬祭提携ホール |

※記載した金額は、表示単位未満を切り捨てで表示していますので、合計と合致しない場合があります。
※金額が千円未満の科目は「0」で表示し、取り引きはあるが期末に残高がない勘定科目は「-」で表示しています。
※本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

目 次

| | ページ |
|------------------------|-----|
| 【基礎資料編】 | |
| ごあいさつ | 5 |
| 経営理念 | 7 |
| 経営方針 | 7 |
| 経営管理体制 | 8 |
| 事業の概況(令和4年度) | 9 |
| 事業活動のトピックス(令和4年度) | 13 |
| 農業振興活動 | 14 |
| 地域貢献情報 | 15 |
| リスク管理の状況 | 17 |
| 自己資本の状況 | 24 |
| 系統セーフティネット(貯金者保護の取り組み) | 25 |
| 事業のご案内 | 26 |
| JAの概況・組織 | |
| 沿革・あゆみ | 46 |
| 機構図 | 47 |
| 役員構成 | 48 |
| 組合員数 | 49 |
| 組合員組織の状況 | 49 |
| 地区一覧 | 50 |
| 店舗等のご案内 | 50 |
| 特定信用事業代理業者の状況 | 51 |
| 会計監査人の名称 | 51 |
| 【経営資料編】 | |
| 決算の状況 | |
| 貸借対照表 | 53 |
| 損益計算書 | 55 |
| キャッシュ・フロー計算書 | 57 |
| 注記表 | 59 |
| 剰余金処分計算書 | 84 |
| 部門別損益計算書 | 85 |
| 財務諸表の正確性等にかかる確認 | 87 |
| 会計監査人の監査 | 87 |
| 損益の状況 | |
| 最近の5事業年度の主要な経営指標 | 88 |
| 利益総括表 | 89 |
| 資金運用収支の内訳 | 89 |
| 受取・支払利息の増減額 | 89 |
| 経営諸指標 | |
| 利益率 | 90 |
| 貯貸率・貯証率 | 90 |
| 職員一人当たり及び一店舗当たりの指標 | 90 |
| 各事業の実績 | |
| 信用事業 | 91 |
| 共済事業 | 99 |
| 購買事業 | 100 |
| 販売事業 | 101 |
| 保管事業 | 101 |
| 加工事業 | 101 |
| 利用事業 | 102 |
| 宅地等供給事業 | 102 |
| 直売事業(直売所・インショップ等) | 103 |
| その他の事業 | 103 |
| 指導事業 | 103 |

目 次

| | ページ |
|--|-----|
| 【自己資本の充実の状況編】 | |
| 自己資本の構成に関する事項 | 105 |
| 自己資本の充実度に関する事項 | 107 |
| 信用リスクに関する事項 | 109 |
| 信用リスク削減手法に関する事項 | 113 |
| 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 | 115 |
| 証券化エクスポージャーに関する事項 | 115 |
| 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 | 116 |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 | 118 |
| 金利リスクに関する事項 | 119 |

【法定開示項目掲載ページ一覧】

基礎資料編

◆新たな時代に立ち向かおう



皆さまには日ごろから当JAの事業につきまして、格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のパンデミック等により、この3年間、原則、書面議決書による賛否の議決により通常総代会を開催していましたが、感染者が減少し、政府が本年5月8日から感染症法の分類を5類に引き下げることから、今回、従来どおりで通常総代会を開催することとしました。

新型コロナウイルス感染者の数が減少したことで、さまざまな行動制限も緩和されましたが、今後の課題は、社会経済活動との両立であると捉えています。

また、未だ収束が見通せないロシアによるウクライナ侵攻や円安の影響などを受けて、生活必需品や農業生産資材など、多品目が値上がりし、家計や農業経営に大きく影響を及ぼしております。

生活に身近な食品の値上げは、2万品目を超え、肥料や燃料など食料の生産に不可欠な資材の価格は、過去最高水準まで高騰し、食を支える生産現場として、当組合においても、かつてない危機的な状況に直面しております。

加えて、「食料・農業・農村基本法」においては、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、輸入及び備蓄を適切に組み合わせ、食料の安定的な供給を確保することなどが挙げられておりますが、世界的な人口増加等による食料需要の増大、気候変動による生産減少など、国内外の様々な要因によって食料供給にも影響が出始めており、食料の安定供給に対する国民の不安も価格面を含めて高まっております。

これらを踏まえ今年度は、変わりゆく時代を意識しながら、現在の事業展開を検証し、再構築しながら、組合員の農業所得の増大とともに組織・事業基盤の拡充強化を進めていきます。皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年5月
茨城みなみ農業協同組合
代表理事組合長 齊藤 繁

JAとは

JAとは、Japan Agricultural Co-operatives（日本の農業協同組合）の略で、新しい農業協同組合（農協）のイメージを象徴する愛称として、1992年4月から使用しています。

JA（農協）は、人々が連携し、助け合うことを意味する「相互扶助（そうごふじょ）」の精神のもとに、組合員である農家の農業経営と生活を守り、よりよい地域社会を築くことを目的としてつくられた協同組合です。

この目的のためにJAは、組合員の農業経営・技術指導や生活についてのアドバイスのほか、生産資材や生活に必要な資材の共同購入をしたり、農産物を共同で販売し、農業生産や生活に必要な共同利用施設の設置などを行っています。

また、貯金の受け入れや融資を行う信用事業、万が一に備える共済事業など、さまざまな事業や活動を行っています。最近では、食農教育や学童農園への支援、ファーマーズマーケット、高齢者福祉活動など、地域社会とのつながりを強める活動に取り組んでいます。

JAの組合員資格には、正組合員（農家）と准組合員があります。農家でない人は、それぞれのJAで定めた加入手続きに従い、出資金を払い込むことで、准組合員として組合員資格を得ることができ、さまざまな事業を利用することができます。近年は農家以外の加入者が増え、准組合員も増加しています。

JAは、全国のほとんどの地域で組織され、さまざまな事業を展開し、活動しています。

経営理念

- ◆ 農のよろこびを伝えたい
- ◆ 豊かな自然を残したい
- ◆ 心豊かな社会を育みたい

◇ 基本目標

わたしたちは、

- ◆ 環境保全を基本とした「食」（消費）と「農」（生産）の振興をはかり、健康で豊かな生活の創造と福祉活動を通して地域社会に貢献します
- ◆ 組合員および地域の人びとのニーズに充分応えられる高度な事業機能と経営基盤を確立し、自己完結できる経営をめざします
- ◆ 職員1人ひとりの知識と能力を高め、意欲と夢のある職場づくりをめざします

経営方針

◇ 営農・経済事業部門

営農・経済事業部門担い手経営体に出向く体制を整備し、担い手経営体の経営課題に対応した総合事業提案の取り組みを強化し、担い手経営体の経営発展を支え、満足度の向上と事業利用拡大に取り組みます。

さらに地域内消費者を中心とした加工・小売業者への販売など直接販売の拡大、GI（地理的表示保護制度）への登録を通じた農畜産物の高付加価値化、物流コストの低減による生産資材価格の引き下げ、予約注文票・解りやすい情報発信による生産資材価格の「見える化」、低コスト生産技術の開発を通して、組合員の所得増大の実現を目指します。これらの取り組みを着実に実施するために、経営資源を営農・経済事業部門に重点化し、体制を強化します。

◇ 信用事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開を図り、「農業と地域に貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」なJAバンクをめざします。

この目標の達成に向け、信頼されるJAを徹底的に追求した活動を展開し、収益力の向上と顧客基盤の拡充を図るとともに、事業推進体制の強化に取り組みます。

◇ 共済事業部門

JA共済は、地域に根ざした農業協同組合の共済事業として、組合員をはじめ利用者1人ひとりのライフサイクルやライフスタイルに応じた「ひと、いえ、くるま」の生活総合保障を提供し、地域における満足度・利用度NO.1をめざします。

経営管理体制

◇ 経営執行体制

当JAは、農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務を執行します。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般を監査します。

組合の業務を執行する理事には、組合員の各層の意思を反映させるため、JA女性部や認定農業者などからも理事を登用しています。また、信用事業については、専任で担当する理事を置き、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を置き、ガバナンスの強化を図っています。

事業の概況（令和4年度）

◇ 経営環境と令和4年度の業況・事業実績・損益状況の概要

現在、当組合の課題となっている遊休施設等の整備について、旧取手支店跡地及び取手市戸頭に所有する土地と賃貸物件の売却と、守谷予冷貯蔵施設の借地返還に着手しました。取手市戸頭の物件については8月に売却が完了し、旧取手支店については、現在、売却に向けた手続きを進めております。守谷予冷貯蔵施設は、施設を解体し、12月に地権者へ返還が完了しました。前年度から建て替えを進めていた谷和原支店石倉倉庫については、新たにテント倉庫を新築し、5月に完成しました。

また、自己資本比率の向上に向け、複合渉外担当者を主とした支店単位による出資増資運動を展開しました。年度末の実績は、5支店で約1億8400万円の増資があり、自己資本の増強に取り組みました。

コロナ禍などに伴う改革として、グリーンパレスふじしろの外部による会館利用を撤廃し、業務の効率化を図りました。

営農経済部門では、自己改革の実践として、農薬の水稲剤、担い手直送大型企画の取り扱い面積が前年比で約160%に拡大しました。また、飼料用米の作付面積が前年より約110ヘクタール拡大しました。

金融部門では、個人貯金の増強を目指し、特別定期貯金「きずな」及びSDGsへの取り組みとして「子ども食堂応援定期貯金」を実施し、期首対比で約19億円が増加しました。

◇ 決算概況をふまえ対処すべき組合の課題

当組合の基本方針として、「農業者の所得増大」「地域とくらしを豊かにする協同組合運動の実践」「JA自己改革を実現するための組織・事業基盤の拡充強化」を掲げ、この実現に向け、不断の自己改革を実践します。

また、令和5年事業年度は、前年から進めている出資増資運動を継続し、一層の自己資本の充実に取り組みます。以前からの課題である遊休資産等の解消について、引き続き計画的に検討を進め、解消していきます。

なお、事業総利益の確保に向け、各事業の費用対効果等を検討しながら、業務効率化を図り、新たな取り組みを模索し、実績につなげていきます。

◇ 令和4年度決算の概要と主要業務の概況

資産・負債の状況

資産合計は114,443,668千円、負債合計は109,804,205千円

純資産の合計が4,639,463千円です。

単体自己資本比率は13.29%となっています。

損益の状況

| | (単位：円) |
|-------------|-------------|
| 1. 当期末処分剰余金 | 464,237,097 |
| 2. 剰余金処分額 | 194,197,623 |
| (1) 利益準備金 | 60,000,000 |
| (2) 任意積立金 | 112,500,000 |
| 税効果調整積立金 | 19,790,000 |
| 外部出資減損対応積立金 | 62,500,000 |
| 特別積立金 | 50,000,000 |
| (3) 出資配当金 | 21,697,623 |
| 3. 次期繰越剰余金 | 270,039,474 |

主要業務別実績

| | (単位：万円) | | | | |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 貯金 | 10,011,886 | 10,049,372 | 9,949,652 | 10,114,963 | 10,802,567 |
| 貸出金 | 1,744,386 | 1,855,473 | 1,918,277 | 2,254,628 | 2,247,650 |
| 長期共済新契約高 | 2,399,036 | 2,045,359 | 1,929,488 | 1,355,322 | 1,256,083 |
| 長期共済保有契約高 | 25,426,332 | 24,527,850 | 23,832,306 | 22,957,689 | 22,152,917 |
| 販売品取扱高 | 201,752 | 183,471 | 194,218 | 164,340 | 177,615 |
| 購買品供給高 | 129,522 | 136,953 | 133,131 | 130,561 | 132,097 |

内部統制システム基本方針

平成31年2月1日制定
令和5年4月1日最終改定
茨城みなみ農業協同組合

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がJAグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 組合における業務の適正を確保するための体制

各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。

- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

8. 県中央会の業務監査、経営相談との連携

当組合の適切な内部統制の構築・運用をはかるため、県中央会の業務監査、経営相談と連携する。

事業活動のトピックス（令和4年度）

◇ イベントに積極的に参加

当JAでは、地域のイベントなどに積極的に参加しています。コロナ禍ではありますが、地域の皆さまと交流を深めながら、事業活動や地場産農産物などをPRしています。



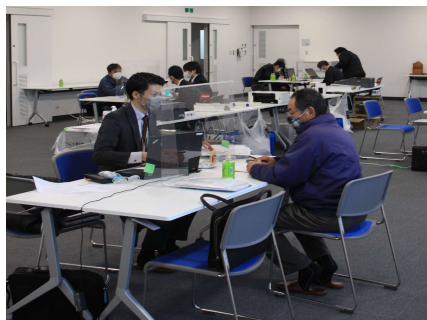
◇ ひまわりコンクールを開催

JA茨城みなみ女性部は、つくばみらい市谷井田にあるJAの倉庫で、「ひまわりコンクール」を開きました。コンクールは今年で6年目を迎え、女性部員が丹精して育てたひまわりが多数出品され、組合長賞、女性部長賞等に16名が表彰されました。

農業振興活動

◇ 会計記帳代行の決算面談会開催

農業者の所得増大に向けた経営管理支援のひとつとして強化している会計記帳代行の決算面談会を開きました。



◇ バケツ苗の授業に協力

管内の小学生に、バケツ苗作りの指導をします。食育を学ぶ総合授業料の一環で、昨年はコロナ禍の影響で中止となりました。

◇ ジャガイモ収穫体験

J A茨城みなみ女性部は、つくばみらい市川崎の約10畝の畑で、ジャガイモの収穫イベントを開きました。管内の幼稚園児らを招き、収穫体験を通じて、食と農に対する理解を深めました。



◇ 地場産米のPR

J A農産物直売所「みらいっ娘(こ)」と「夢とりで」では、毎週火曜日が米の特売日。地場産の米を広く地域にPRしています。米は当JAの重要な基幹作物です。

地域貢献情報

◇ 社会貢献活動

当JAは来店者の万が一に備え、職員にAED講習会を開き、5支店・農産物直売所「みらいっ娘（本店営農経済部にAED（自動体外式除細動器）を設置しています。

地球温暖化防止の観点からは、5月1日から10月31日までの期間、クールビズを実施しています。また献血運動などにも参加しています。

◇ 地域からの資金調達状況

- JAバンクは、組合員・利用者の皆さまに「安心」と「便利」をお届けします
- ◆ のびのび定期貯金〈「年金友の会」優遇商品〉金利上乗せを実施
- ◆ 会員制定期積金「ゴルフ友の会」で楽しいゴルフ大会を実施（今年度はコロナにより中止）

◇ 地域への資金供給の状況

- 農業資金から教育・自動車・住宅ローンまで幅広く資金供給しています
- ◆ 制度資金（農業近代化資金・農業経営改善促進資金等）
- ◆ 新認定農業者育成特別資金
- ◆ アグリマイティ資金
- ◆ マイカーローン
- ◆ 教育ローン
- ◆ 住宅ローン「とくとくプラン（金利選択型）」「マイホームフラット（長期固定金利型）」
「マイホームステップ（長期固定2段階金利型）」9大疾病補償付、三大疾病保障付、長期継続入院保障付

◇ 文化的・社会的貢献に関する事項

■ 地場産の農産物を提供

当JAでは学校給食センターを通じて、次世代を担う子どもたちの「食」と「健康」を考え、生産者の顔の見える新鮮で安心な地場産農産物を供給しています。

平成12年から野菜も供給しています。

■ 高齢者福祉活動

JA女性部の助け合い組織「いなほ会」は、毎月1回、3会場でミニデイサービスを開いています。日本農村医学会「金井賞」授賞も経験し、活動に対する功績は地域でも認められています。これからも心豊かな地域づくりと活発な交流の輪を広げていきます。

■ 社会福祉とボランティア活動

JA女性部を中心に、管内の特別養護老人ホームでの介護のお手伝いやイベントプログラムへの協力、除草作業、県文化財の施設整備など、環境・文化・健康・福祉への活動を通じて、安心して暮らせる地域社会づくりを、皆さまとともに進めています。

■ 情報提供活動

組合員向け広報誌『ワンドフル!』を年に12回、地域住民に向けたコミュニティー誌『Heart Full』を年2回発行しています。また、インターネットのホームページによる情報発信をはじめ、eメールによるお問い合わせ窓口を開設しています。

URL <http://www.ja-ibami.or.jp>

e-mail jaibam@ja-ibami.or.jp 各種お気軽にお問い合わせください!

■ 各種相談会の開催

年金・各種ローンなどの無料相談会を実施しています。

◇ 事業継続計画（BCP）への取り組み

■ 基本方針

茨城みなみ農業協同組合は、災害時においても事業継続を行なうことに最大限努め、以下に定める基本方針に基づき行動することをここに宣言します。

<1> 人命保護を最優先し、被害を最小化するよう努めます

当組合は、災害時において組合員、地域住民、役職員の安全を最優先に行動し、災害による二次的な被害が拡大しないよう、最大限の努力を行います。

<2> 備蓄の確保や訓練を徹底し、事前の備えに努めます

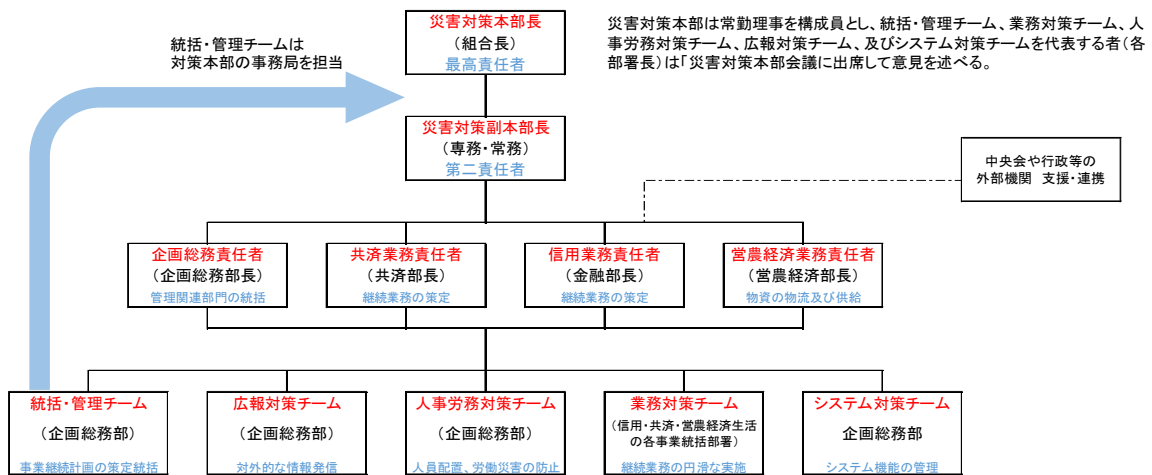
当組合は、災害時に必要な設備、物資を備え、役職員が適切に行動するために権限を明確にし、組合の定める事業継続計画に則って行動できるよう訓練や周知を徹底します。

<3> 重要な業務を継続し、社会的責任を果たすよう努めます

当組合は、災害時における社会的責任を果たすため、多様な利害関係者と連携し、災害時にも継続すべき業務を遂行できるよう事業継続計画を定めます。

JA茨城みなみ 災害対策本部の体制

令和5年1月31日現在



| 順位 | 設置場所 |
|----|--------------------|
| ① | JA茨城みなみ 本店 |
| ② | JA茨城みなみ みなみ自動車センター |
| ③ | JA茨城みなみ 伊奈支店 |

| 【災害対策本部】 | | |
|-----------|-------|---|
| 災害対策本部長 | 組合長 | 対策本部の設置・解散を含む災害対策にかかる全般的な意見決定を行う。 |
| 災害対策副本部長 | 専務・常務 | 災害対策本部長を支援し、事故ある場合には本部長の全権が委譲される。 |
| 災害対策業務責任者 | 各部長 | 統括・管理チーム及び業務対策チームの継続業務実施等にかかる全般的な統括を行う。 |

リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的なリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

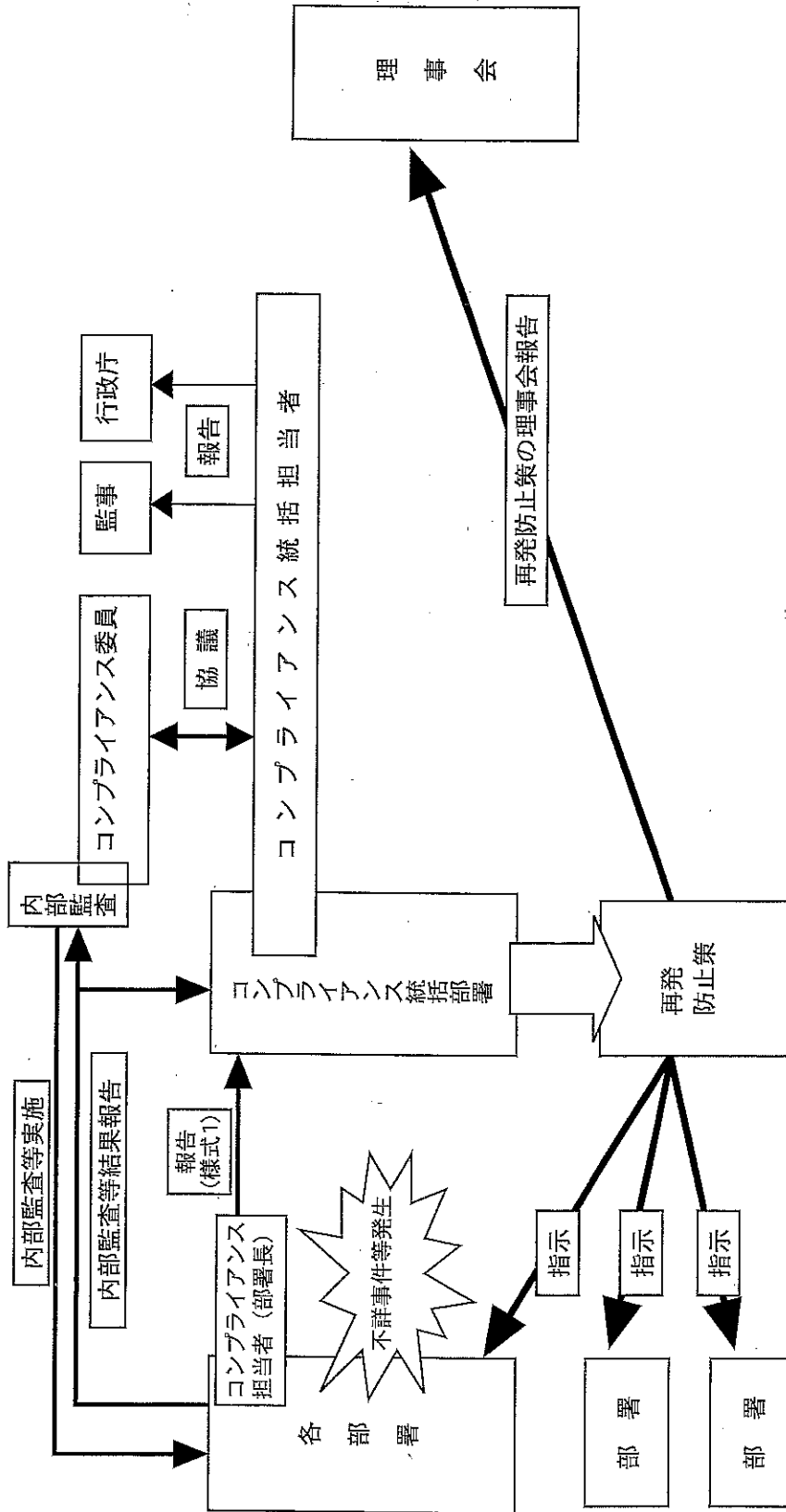
当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「JA事業継続計画（BCP）」を策定しています。

◇リスク管理体制図



◇ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク管理、反社会的勢力への対応

〔マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針〕

茨城みなみ農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◇ 法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

【前文】

- J A茨城みなみは、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。
- J A茨城みなみが、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

【基本方針】

- 当組合は、J Aの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門に各業務の主管部署・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

◇ 金融ADR体制への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

電話：0297-63-2209（金融部）
0297-63-2208（共済部）

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター

電話：03-3581-0031

受付時間：午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

第一東京弁護士会仲裁センター

電話：03-3595-8588

受付時間：午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

第二東京弁護士会仲裁センター

電話：03-3581-2249

受付時間：午前9時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

①の窓口または一般社団法人JAバンク相談所（電話：03-6837-1359・

受付時間：午前9時～午後5時（祝日及び金融機関の休業日を除く））にお申し出ください。

なお、上記弁護士会には、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。

②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は一般社団法人JAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合せください。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年1月末における自己資本比率は、13.29%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

| 項目 | 内容 |
|-------------------|-----------------------|
| 発行主体 | 茨城みなみ農業協同組合 |
| 資本調達手段の種類 | 普通出資 |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 1,556百万円（前年度1,358百万円） |

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、（1）個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（2）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（3）全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

事業のご案内

信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行なっています。
この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。
また、万一JAの経営基盤が弱くなった場合でも、JA系統金融は独自の信用事業相互援助制度や貯金保険機構を通じ、貯金者の皆さまのご迷惑を最大限回避する仕組みが整っています。

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。
また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

□ 主な取扱商品

(令和5年5月現在)

| 種類 | 特色 | 期間 | 預入単位等 |
|----------|--|--|---------------------|
| 総合口座 | 普通貯金に定期貯金をセットすることで自動融資機能を備えた大変便利な通帳です。 | 定めなし | 1円単位 1円以上 |
| スーパー定期貯金 | 一般的な定期貯金 | 1カ月以上5年以内 | 1円単位 1円以上 |
| 大口定期貯金 | 市場実勢を反映した高利回りな定期貯金 | 1カ月以上5年以内 | 1円単位 1,000万円以上 |
| 期日指定定期貯金 | 1年複利で据置期間経過後は元金の一部解約が可能 | 最長3年 満期日は預入日の1年 経過後から3年までの間で任意の日を指定 | 1円単位 1円以上300万円未満 |
| 定期積金 | 目標式と定額式の月掛積金 | 6カ月以上5年以内 | 1回あたり1,000円以上 |
| 貯蓄貯金 | 4段階の金額層別に金利を設定 公共料金等の自動支払などはできません | 定めなし | 1円単位 1円以上 |
| 財形貯金 | 給与天引きで有利な貯蓄 | 一般3年以上 年金・住宅5年以上 | 1回あたり1,000円以上 |
| 普通貯金 | 出し入れ自由な一般貯金 | 定めなし | 1円単位 1円以上 |
| 当座貯金 | 引き出しに小切手も使用できる貯金 | 定めなし | 1円単位 1円以上 |
| 通知貯金 | 預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払 | 定めなし (ただし7日間の据置期間が必要) | 5万円以上 |
| 納税準備貯金 | 租税の納付目的貯金 | 定めなし | 1円単位 1円以上 |

(注) 金利はいずれも店頭に表示しています。
貯金や融資などの商品やサービスにつきましては、それぞれの商品やサービス内容についてお問い合わせいただくなど、ご確認のうえご利用ください。

◇ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

□ 主な取扱商品

(令和5年5月現在)

| 種 類 | お使いみち | ご利用いただける方 | ご利用方法 | | | | |
|-------------------|--------------------------------|---|--------------------------|---|------------------|------|-------------|
| | | | ご利用金額 | ご利用期間 | 返済方法 | 保 証 | 担保 |
| JA 多目的 ローン | 多目的 | 18歳以上75歳未満で 最終返済時 満80歳未満 | 10万円以上 500万円 以内 | 6カ月以上 10年以内 | 元利均等 | 基金協会 | 不要 |
| JA住宅ローン | 住宅の新築・増改築・ マンション購入等 | 18歳以上満66歳未満で 最終返済時 満80歳未満 | 50万円以上 10,000万円 以内 | 3年以上 40年以内 | 元金均等 元利均等 | 基金協会 | 要 |
| JA教育ローン | 入学金 授業料 下宿代など | 18歳以上で最終返済時 満71歳未満 | 10万円以上 1,000万円 以内 | 6カ月以上 15年 以内 | 元利均等 | 基金協会 | 不要 |
| JAマイカーローン | 自動車購入・修理 ・付属品の購入 ・免許取得費用 | 貸付時の年齢が満18歳以上 75歳未満で最終返済時 満80歳未満 他行借換も受付 | 10万円以上 1,000万円 以内 | 6カ月以上 10年 以内 | 元利均等 | 基金協会 | 不要 |
| JAカードロー ン | ご自由です | 20歳以上で70歳未満 | 50万円 以内 | 1年 (以降自動更新可) | 約定返済 任意返済 | 基金協会 | 不要 |
| JA 貸付住宅 ローン | 貸家・マンションの 新築・増改築 | 20歳以上で最終返済 満71歳未満 | 50万円以上 4億円以内 | 1年以上 30年以内 | 元金均等 元利均等 | 基金協会 | 要 |
| 新認定農業者 育成特別資金 | 農業施設・機械等 に必要な資金 | 認定農業者であり18歳以上 最終償還時が74歳以下 | 500万円以内 | 5年以内 (据置期間 1年以内) | 元金均等 元利均等 | 基金協会 | 必要に応 じ徴求 |
| アグリマイティ資金 | 農業経営に必要な資 金 | 18歳以上で最終返済時 満74歳以下 | 所要金額の範囲内 | 長期資金 20年以内 (据置5年以 内) 短期資金 1年以内 | 元金均等・ 元利均等等など | 基金協会 | 必要に応 じ徴求 |

(注) 上記の他、お客さまの要望にあわせた各種ローンを用意しています。

また、ローンのご利用にあたっては、契約上の規定・返済方法・利用限度額・現在の利用額・金利変動ルール等に十分留意の上ご利用ください。

(詳しくは支店窓口までお問い合わせください。)

◇ 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にご利用いただけます。

◇ その他の業務・サービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債(新窓販国債、個人向け国債)の窓口販売の取扱い、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンスストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

◇信用事業手数料一覧

貯金関係手数料料率表

(2022年11月4日実施)

1 手形帳・小切手帳交付，通帳・証書再発行等

| 項目 | 料金基準 | 金額 | 備考 |
|--|-------|---------|-------------------------------|
| 自己宛小切手発行 | 1枚につき | 550円 | |
| 手形帳交付 | 1冊につき | 11,000円 | |
| 小切手帳交付 | 1冊につき | 11,000円 | |
| ICキャッシュカード発行 | 1枚につき | 無料 | |
| クレジット一体型ICキャッシュカード発行 | 1枚につき | 無料 | |
| 通帳再発行 | 1冊につき | 1,100円 | 盗難，紛失等貯金者からの依頼に基づき再発行分 |
| 証書再発行 | 1冊につき | 1,100円 | |
| キャッシュカード再発行 | 1枚につき | 1,100円 | |
| ICキャッシュカード再発行 | 1枚につき | 1,100円 | |
| クレジット一体型ICキャッシュカード再発行 | 1枚につき | 550円 | |
| 残高証明書発行 | 1冊につき | 550円 | 窓口発行分 |
| その他各種証明書発行 | 1枚につき | 550円 | |
| 地公体税金納付取次 | 1枚につき | 550円 | |
| 通帳発行手数料 (普通貯金口座(総合口座含む)、貯蓄貯金口座) ※2023年4月1日より実施 | 1冊につき | 1,100円 | 18歳以上65歳未満の個人の顧客が対象(法人・団体は除く) |

(消費税込)

(特例)

次に該当する場合は，上記手数料を減免することができる。

- 1 他金融機関が減免措置を講じているため，同一条件を確保する必要がある場合等で，所定の決裁を受けたもの。

2 (1) 円貨両替手数料料率表

| | | | | | |
|------|-------------|---------------|---------------|----------------|---------------------------|
| 両替枚数 | 1枚～ 100枚 | 101枚～ 300枚 | 301枚～ 500枚 | 501枚～ 1000枚 | 1001枚～ |
| 手数料 | 無料 | 220円 | 330円 | 440円 | 550円 1000枚毎に 330円加算 |

(消費税込)

※両替枚数は、持参現金の合計枚数か受け取る合計枚数のいずれか多い方の枚数とする。

ただし、以下の取引については無料とする。

1. 同一金種への新券への交換
2. 損券・損貨の交換
3. 記念硬貨の交換

(2) 金種指定払戻手数料・店頭硬貨整理手数料

| | | | | | |
|------|-------------|---------------|---------------|----------------|----------------------------|
| 両替枚数 | 1枚～ 100枚 | 101枚～ 300枚 | 301枚～ 500枚 | 501枚～ 1000枚 | 1001枚～ |
| 手数料 | 無料 | 220円 | 330円 | 440円 | 550円 1,000枚毎に 330円加算 |

(消費税込)

※金種指定払戻手数料は、ご貯金の払戻しの際に金種を指定される場合の手数料です。

紙幣・硬貨の合計枚数に応じてお支払いいただきます。

ただし、一万円札は取扱枚数に含みません。

※店頭硬貨整理手数料は、円硬貨を貯金口座にご入金（お振込を含む）される場合の手数料です。

硬貨計測後にご入金・お振込みを取りやめる場合も手数料をお支払いいただきます。

ただし、募金・義援金のご入金（お振込を含む）は、手数料を無料とさせていただきます。

3 ATM手数料

(1) 農協内貯金ネット，県内農協貯金ネット，全国農協貯金ネットによる利用の場合

| | | 支払・入金 | | |
|-------|-------------|------------------|-------|-------|
| | | 農協内ネット (自店含む) | 県内ネット | 全国ネット |
| 平日 | 8:00～8:45 | 無料 | 無料 | 無料 |
| | 8:45～18:00 | 無料 | 無料 | 無料 |
| | 18:00～21:00 | 無料 | 無料 | 無料 |
| 土曜 | 8:00～8:45 | 無料 | 無料 | 無料 |
| | 8:45～14:00 | 無料 | 無料 | 無料 |
| | 14:00～21:00 | 無料 | 無料 | 無料 |
| 日曜 | 8:00～21:00 | 無料 | 無料 | 無料 |
| 祝(休)日 | 8:00～21:00 | 無料 | 無料 | 無料 |

(消費税込)

(注1)祝(休日)には，1月2日，1月3日を含む。

(注2)12月31日が月～金曜日の場合は土曜日扱いとする。

(2) 業態間 (M I C S) 提携，J F マリンバンク提携による利用の場合

| | | 支払 | | |
|-------|-------------|-------|-------------------|------------------|
| | | 業態間提携 | うち三菱UFJ 銀行 | J F マリンバン ク提携 |
| 平日 | 8:00～9:00 | 110円 | 8:00～8:45 110円 | 無料 |
| | 9:00～18:00 | 110円 | 8:45～18:00 無料 | 無料 |
| | 18:00～21:00 | 220円 | 110円 | 無料 |
| 土曜 | 8:00～9:00 | 220円 | 110円 | 無料 |
| | 9:00～14:00 | 110円 | 110円 | 無料 |
| | 14:00～21:00 | 220円 | 110円 | 無料 |
| 日曜 | 8:00～21:00 | 220円 | 110円 | 無料 |
| 祝(休)日 | 8:00～21:00 | 220円 | 110円 | 無料 |

(消費税込)

(注1)祝(休日)には，1月2日，1月3日を含む。

(注2)12月31日が月～金曜日の場合は土曜日扱いとする。

4 郵貯提携による取引先手数料

当組合発行のキャッシュカードまたはローンカードにより郵貯のATMを利用して現金の払い出し(支払取引)・預け入れ(入金取引)が行われた場合に、当組合が当該取引先に対して請求する手数料。

| 取引日および取引時間帯 | | 取引先手数料 | |
|-------------|-------------|---------|------|
| 平日 | 8:00～ 8:45 | 取引1件につき | 220円 |
| | 8:45～18:00 | 取引1件につき | 110円 |
| | 18:00～21:00 | 取引1件につき | 220円 |
| 土曜日 | 8:00～ 9:00 | 取引1件につき | 220円 |
| | 9:00～14:00 | 取引1件につき | 110円 |
| | 14:00～21:00 | 取引1件につき | 220円 |
| 日曜日 | 8:00～21:00 | 取引1件につき | 220円 |
| 祝(休)日 | 8:00～21:00 | 取引1件につき | 220円 |

(消費税込)

(注1)祝(休日)には、1月2日、1月3日を含む。

(注2)12月31日が月～金曜日の場合は土曜日扱いとする。

5 セブン銀行提携による取引先手数料

当組合発行のキャッシュカードまたはローンカードによりセブン銀行のATMを利用して現金の払い出し(支払取引)・預け入れ(入金取引)が行われた場合に、当組合が当該取引先に対して請求する手数料。

| 取引日および取引時間帯 | | 取引先手数料 | |
|-------------|-------------|---------|------|
| 平日 | 8:00～ 8:45 | 取引1件につき | 220円 |
| | 8:45～18:00 | 取引1件につき | 110円 |
| | 18:00～21:00 | 取引1件につき | 220円 |
| 土曜日 | 8:00～ 9:00 | 取引1件につき | 220円 |
| | 9:00～14:00 | 取引1件につき | 110円 |
| | 14:00～21:00 | 取引1件につき | 220円 |
| 日曜日 | 8:00～21:00 | 取引1件につき | 220円 |
| 祝(休)日 | 8:00～21:00 | 取引1件につき | 220円 |

(消費税込)

(注1)祝(休日)には、1月2日、1月3日を含む。

(注2)12月31日が月～金曜日の場合は土曜日扱いとする。

6 コンビニATM2社提携による取引先手数料

当組合発行のキャッシュカードまたはローンカードによりコンビニATM2社（株式会社イーネット・株式会社ローソン銀行）が設置するATMを利用して現金の払い出し（支払取引）・預け入れ（入金取引）が行われた場合に、当組合が該当取引先に対して請求する手数料。

| 取引日および取引時間帯 | | 取引先手数料 | |
|-------------|-------------|---------|------|
| 平日 | 8:00～ 8:45 | 取引1件につき | 220円 |
| | 8:45～18:00 | 取引1件につき | 110円 |
| | 18:00～21:00 | 取引1件につき | 220円 |
| 土曜日 | 8:00～ 9:00 | 取引1件につき | 220円 |
| | 9:00～14:00 | 取引1件につき | 110円 |
| | 14:00～21:00 | 取引1件につき | 220円 |
| 日曜日 | 8:00～21:00 | 取引1件につき | 220円 |
| 祝(休日) | 8:00～21:00 | 取引1件につき | 220円 |

(消費税込)

(注1) 祝(休日) には、1月2日、1月3日を含む。

(注2) 12月31日が月～金曜日の場合は土曜日扱いとする。

7 未利用口座にかかる管理手数料

2021年10月1日以降に開設され、2年間ご利用のない残高10,000円未満の「未利用口座」を対象とする管理手数料。

| 商 品 | 金 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 普通貯金口座（一般・総合・営農・こども） 貯蓄貯金口座 | 年間 1,320円 |

(消費税込)

為替手数料料率表

1 窓口取引による手数料

R4.11.4

| | | 3万円未満 (1件につき) | 3万円以上 (1件につき) | |
|-----------|------------------------------------|------------------|------------------|------|
| 1 振込手数料 | 同一店内あて | 110円 | 330円 | |
| | 本支店間あて | 220円 | 440円 | |
| | 県内系統金融機関あて | 220円 | 440円 | |
| | 県外系統金融機関あて | 220円 | 440円 | |
| | 他金融機関あて | 電信扱 | 550円 | 770円 |
| | | 文書扱 | 440円 | 660円 |
| 2 送金手数料 | 系統金融機関あて | 440円 | 440円 | |
| | 他金融機関あて (送金小切手) | 660円 | 660円 | |
| 3 代金取立手数料 | 電子交換所取立 | 1通につき | 880円 | |
| | 個別取立 | 1通につき | 1,100円 | |
| 4 その他諸手数料 | 送金・振込の組戻料 | 1件につき | 660円 | |
| | 不渡手形返却料 | 1通につき | 1,100円 | |
| | 取立手形組戻料 | 1通につき | 1,100円 | |
| | 取立手形店頭呈示料 | 1通につき | 1,100円 | |
| | ただし、1,100円を超える取立費用を要する場合は、その実費とする。 | | | |
| | 離島回金料 | | 無料 | |

(消費税込)

(特 例)

1. 上記手数料を減免する場合は、所定の決裁を受けるものとする。
2. 視覚障害者・手が不自由な者等，自動化機器を利用し振込手続を行うことが困難な者から窓口にて振込の依頼を受け，役席者が当該利用者が自動化機器を利用し振込手続を行うことは困難と判断とした場合は，窓口取引による振込手数料を自動化機器取引による振込手数料水準まで減免とする。

2 自動化機器取引による手数料

(1) 利用手数料

ア. 通常時間

平日 8:45～18:00

土曜 8:45～14:00

| | 自農協ネット (自店含む) | 県内ネット | 全国ネット | 業態間ネット |
|----|------------------|-------|-------|--------|
| 平日 | 無料 | 無料 | 無料 | 110円 |
| 土曜 | 無料 | 無料 | 無料 | 110円 |

(消費税込)

(注1) 三菱東京UFJ銀行は業態間ネットと同額の110円とする。

(注2) 業態間ネットのうちJFマリンバンクの場合は、無料とする。

イ. 延長時間

平日 18:00～19:00

土曜 14:00～17:00

日曜 8:45～17:00

祝(休)日 8:45～17:00

| | 自農協ネット (自店含む) | 県内ネット | 全国ネット | 業態間ネット |
|-------|------------------|-------|-------|--------|
| 平日 | 無料 | 無料 | 無料 | 220円 |
| 土曜 | 無料 | 無料 | 無料 | 220円 |
| 日曜 | 無料 | 無料 | 無料 | 220円 |
| 祝(休)日 | 無料 | 無料 | 無料 | 220円 |

(消費税込)

(注1) 三菱東京UFJ銀行は業態間ネットと同額の110円とする。

(注2) 業態間ネットのうちJFマリンバンクの場合は、無料とする。

(注3) 12月31日が月～金曜日の場合は土曜日扱いとする。

(2) 自動機振込手数料

| 取扱カード | 金額帯 | 振込先 | | | | |
|-------------------------------------|-------|-----|------|------|------|-------|
| | | 自店内 | 農協内 | 県内系統 | 県外系統 | 他金融機関 |
| 系統内 J A キャッシュ カード | 3万円未満 | 無料 | 110円 | 110円 | 220円 | 330円 |
| | 3万円以上 | 無料 | 220円 | 220円 | 330円 | 550円 |
| 上記以外の キャッシュ カード (注 1)・(注2) | 3万円未満 | — | 110円 | 110円 | 220円 | 330円 |
| | 3万円以上 | — | 220円 | 220円 | 330円 | 550円 |

(消費税込)

(注1) 他行キャッシュカード (信託銀行・新生・あおぞら・商工中金は除く。)

(注2) 他行振込手数料が別途かかります。

3 ファームバンキング・ホームバンキング取引による手数料

| | | | | | |
|---------|----------|------|------|------|-------|
| 1 利用手数料 | 3,300円/月 | | | | |
| 2 振込手数料 | | | | | |
| | 同一店内 | 本支店間 | 県内系統 | 県外系統 | 他金融機関 |
| 3万円未満 | 無料 | 110円 | 110円 | 220円 | 220円 |
| 3万円以上 | 無料 | 220円 | 220円 | 330円 | 440円 |
| 3 振替手数料 | 無料 | | | | |

(消費税込)

(特例)

上記手数料を減免する場合は、所定の決裁を受けるものとする。

4 JAネットバンキング取引による手数料

| | | | | | |
|---------|------|------|------|------|-------|
| 1 月額利用料 | 無料 | | | | |
| 2 振込手数料 | | | | | |
| | 同一店内 | 本支店間 | 県内系統 | 県外系統 | 他金融機関 |
| 3万円未満 | 無料 | 110円 | 110円 | 220円 | 220円 |
| 3万円以上 | 無料 | 220円 | 220円 | 330円 | 440円 |
| 3 振替手数料 | 無料 | | | | |

(消費税込)

(特例)

上記手数料を減免する場合は、所定の決裁を受けるものとする。

5 法人JAネットバンキング取引による手数料

| | | | | | |
|---------------------|------|----------|------|------|-------|
| 1 月額利用料 | | | | | |
| 基本サービス | | 1,100円/月 | | | |
| 基本サービス+データ伝送サービス | | 3,300円/月 | | | |
| 2 振込手数料 | | | | | |
| | 同一店内 | 本支店間 | 県内系統 | 県外系統 | 他金融機関 |
| 3万円未満 | 無 料 | 110円 | 110円 | 220円 | 220円 |
| 3万円以上 | 無 料 | 220円 | 220円 | 220円 | 440円 |
| 3 振替手数料 | | 無 料 | | | |
| 4 総合振込手数料（1件あたり） | | | | | |
| | 同一店内 | 本支店間 | 県内系統 | 県外系統 | 他金融機関 |
| 3万円未満 | 無 料 | 110円 | 110円 | 220円 | 220円 |
| 3万円以上 | 無 料 | 220円 | 220円 | 220円 | 440円 |
| 5 給与・賞与振込手数料（1件あたり） | | | | | |
| | 同一店内 | 本支店間 | 県内系統 | 県外系統 | 他金融機関 |
| 3万円未満 | 無 料 | 無 料 | 110円 | 110円 | 330円 |
| 3万円以上 | 無 料 | 無 料 | 110円 | 110円 | 330円 |

※規定の時限以降、総合振込とした場合は総合振込手数料を適用できるものとする。

(消費税込)

※基本サービス：照会、振込・振替、収納サービス

※データ伝送サービス：総合振込、給与・賞与振込、口座振替サービス

(特 例)

上記手数料を減免する場合は、所定の決裁を受けるものとする。

6 定時自動送金による振込手数料

| | 同一店内 | 本支店間 | 県内系統 | 県外系統 | 他金融機関 |
|-------|------|------|------|------|-------|
| 3万円未満 | 無 料 | 110円 | 110円 | 220円 | 220円 |
| 3万円以上 | 無 料 | 220円 | 220円 | 330円 | 440円 |

(消費税込)

(注) 定時自動送金の口座振替手数料は1件あたり55円とする。

(特 例)

上記手数料を減免する場合は、所定の決裁を受けるものとする。

7 FD・MT・ファイル伝送による総合振込手数料

| | 同一店内 | 本支店間 | 県内系統 | 県外系統 | 他金融機関 |
|-------|------|------|------|------|-------|
| 1件当たり | 無 料 | 220円 | 220円 | 220円 | 440円 |

(消費税込)

(特 例)

上記手数料を減免する場合は、所定の決裁を受けるものとする。

8 JAデータ伝送サービス（ADP）による手数料

| | | |
|---|---|-----------|
| 1 | 月額基本料 | 5,500円/月 |
| 2 | 任意ファイル転送サービス | 33,000円/月 |
| 3 | 振込手数料、総合振込手数料、給与・賞与振込手数料については、前期「5 法人JAネットバンキング取引による手数料」の各項目に準ずる。 | |

(消費税込)

(特 例)

上記手数料を減免する場合は、所定の決裁を受けるものとする。

9 持ち込み媒体手数料 (※2023年4月1日より実施)

| | |
|------------------------|---------|
| 口座振込・口座振替のための媒体持込1回あたり | 11,000円 |
|------------------------|---------|

(消費税込)

(特 例)

上記手数料を減免する場合は、所定の決裁を受けるものとする。

以上
(実施日 令和4年11月4日)

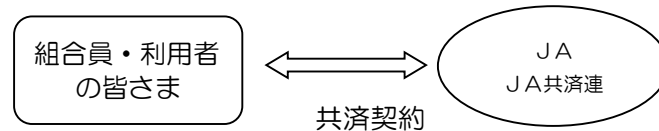
共済事業

◇ J A 共済の仕組み

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。

事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

平成17年4月1日から、J A と J A 共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。J A と J A 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



J A : J A 共済の窓口です。

J A 共済連 : J A 共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

◇ ひ と

「ひと」を対象とする生命総合共済は、ご契約者が万一、病気や入院、所定の介護状態、死亡された場合に、皆さまの生活を保障します。

【主な取扱商品】

- * 終身共済
- * 医療共済
- * がん共済
- * こども共済
- * 生活障害共済
- * 予定利率変動型年金共済
- * 養老生命共済
- * 定期生命共済
- * 特定重度疾病共済
- * 介護共済
- * 認知症共済

◇ い え

「いえ」を対象とする建物更生共済は、火災や地震、自然災害など皆さまのマイホームや家財家具への損害を保障します。

【主な取扱商品】

- * 建物更生共済「むてきプラス」
- * 建物更生共済「MY家財プラス」
- * 火災共済

◇ く る ま

「くるま」を対象とする自動車共済は、自動車任意共済や自賠償共済など、車にまつわる事故や損害などを保障します。独自の割引制度に加え、万全の保障と充実したサービスで皆さまの安心を実現します。また、損害調査担当職員を配置し、事故相談・損害調査に対応しています。

【主な取扱商品】

- * 家庭用自動車共済 「クルマスター」
- * 自賠償共済

* ご利用にあたっては、それぞれの商品やサービス等について、お問い合わせいただくなど、内容をご確認の上ご利用ください。

購買事業

肥料や農薬などの生産資材をはじめ、生活に必要な幅広い日用品、農機・自動車の販売や修理など、その他必要な資材の安定供給に努めています。

肥料・農薬・日用品は、地区営農経済センター及びグリーンショップで取り揃え、農機は農機センター（東部出張所）、自動車は自動車センターで販売や修理などに対応しています。また、肥料など家庭菜園向けの規格については、農産物直売所「みらいっ娘（こ）」「夢とりで」で販売しています。

基幹作物「水稻」に関しては、肥料や農薬の資材を統一し、安心して安全なお米を供給できるよう努めています。

◇ 肥料・農薬・生産資材

生産物の安全性確保にむけ、各基準値をクリアした適正な物資のみを取り扱い、さらに系統組織や製造メーカーとの連携をはかり、コスト低減に向けた肥料と農薬を推進し、共同購入のメリットを活かすことで、高品質な物資を低価格で安定供給できるよう努めています。



◇ 農機・自動車

農業全般の機械化が進むなか、その性能も年々進化し作業省力化も進む現状をふまえ、今後は各農家の経営状況に見合う機械化指導を重要な位置づけとし、自動車・農機については、販売促進と整備両面の充実に努めています。



*ご利用にあたっては、それぞれの商品やサービス等について、お問い合わせいただくなど、内容を確認の上ご利用ください。

営農指導 ・ 販売事業



当JA基幹作物の水稲は、「農業者・農業団体が主役となるシステム」の実現に向け、担い手の育成と支援に努めています。今後は一層の「買ってもらえる米づくり」として、品質を重視した、安全で安心な米づくりを積極的に推進します。また、生産履歴記帳の指導を徹底し、食味向上に努め、一層の販路拡大を進めていきます。また、農産物直売所「みらいっ娘(こ)」

・「夢とりで」では、“大地の香り、食べる喜び届けます”をキャッチフレーズに、地場産農産物を販売し、地産地消の拡大にも力を入れています。

◇ 米 ・ 麦

米については、土壌診断や計画生産の取り組み、新品種の生産拡大等営農指導を実施し、高品質米の安定供給に努めています。

また麦については、小麦（さとのさら）が生産され全量民間流通で取引販売しています。



◇ 野 菜

谷和原の切りミツバは、輸入野菜の影響を受けない数少ない品目として高値で取引されています。

また施設園芸部会では、生産者全員が県からエコファーマーの認定を受け、ブランドトマトとして「まっ赤なトマトっ娘(こ)」を出荷しています。

その他、ネギ・サラダハウレンソウ・シイタケ・ニンジンなどの産地としても市場出荷しています。

農産物直売所「みらいっ娘(こ)」と「夢とりで」では、当JA管内の農産物を販売しています。



*ご利用にあたっては、それぞれの商品やサービス等について、お問い合わせいただくなど、内容を確認の上ご利用ください。

生活福祉事業

緑豊かな自然環境を大切に、地域社会との共生をはかりながら、環境に果たす農業の役割をアピールし、次世代へ引き継ぐための農業環境の維持に努めています。

さらに、安全で良質な地場産農産物の加工品の展開や、健康の維持と増進を目的とした健康管理活動、高齢化社会に対応した社会福祉やボランティア活動など、地域全体が心豊かで充実した暮らしが出来るよう協同組合活動としての「力」を結集し、「食」と「農」を守る活動を強化しています。

◇ 健康管理活動

生命の安全と健康維持増進をはかるため、積極的に農業従事者健康診断を推進し、心身ともに健全な生活が送れるよう努めています。



◇ 組織活動

営農販売課を中心に、JA女性部各部会ごとの育成強化をはかり、JAの活性化に貢献する自主的な女性組織を形成しています。また、各組織活動を通じた消費者との交流に力を入れています。



◇ 福祉活動

高齢者福祉活動の一環として、つくばみらい市社会福祉協議会の会食サービス事業に協力しています。「いなほ会」によるミニデイサービスを毎月実施するとともに、他施設への各種ボランティア活動にも積極的に取り組んでいます。



*ご利用にあたっては、それぞれの商品やサービス等について、お問い合わせいただくなど、内容を確認の上ご利用ください。

その他事業

◇ 経済課 - 葬祭みなみ

自宅葬・寺院葬・やすらぎ苑葬・ホール葬など、ご葬家のご要望に応じた式場設営から葬儀運営をお手伝いします。その他、彼岸・新盆等の仏事ギフト、位牌、墓石等もご用命ください。

※ 葬祭みなみは年中無休、24時間態勢でご案内しています。
また、病院からのご遺体の搬送も承ります。

◇ JA小絹ホール・JA山王ホール

自宅葬と変わらぬゆとりあるスペースと最新の設備が、ご葬家専用としてご利用いただけます。



*ご利用にあたっては、それぞれの商品やサービス等について、お問い合わせいただくなど、内容を確認の上ご利用ください。

JAの概況・組織

沿革(あゆみ)

■ 当JA及び管内の概要

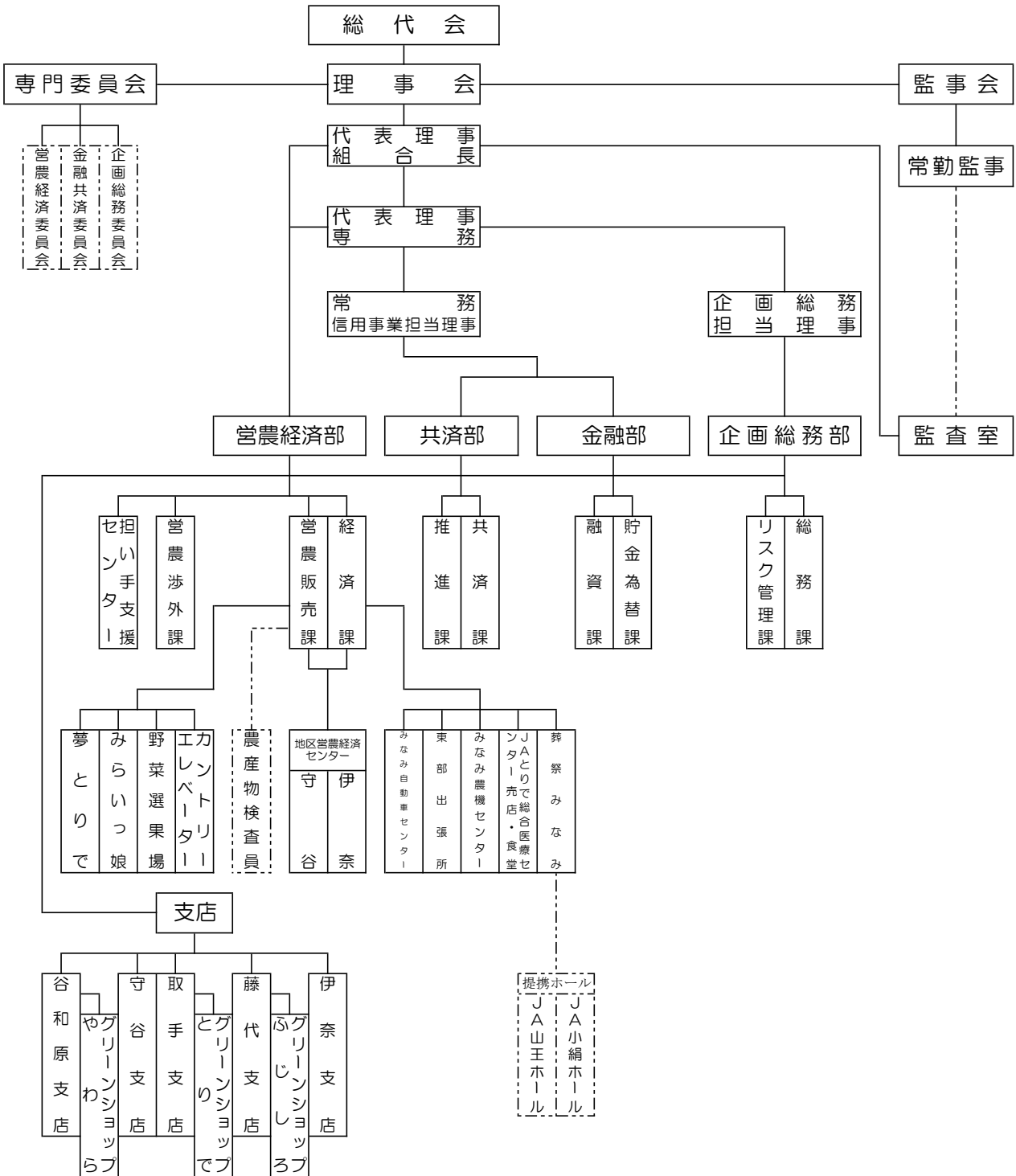
時はさかのぼって平成元年8月1日。県内3番目の広域合併JAとして、組合員の多様化するニーズに応えるため、5つの市町村単位JAが合併し「JA茨城みなみ」は誕生しました。

当JA管内は、令和5年5月現在、約22万7500人が住んでいます。県最南端（首都圏40km）に位置し、豊かな水と緑があふれ、住宅地や商業地、田園地帯が混住する地域です。利根川や小貝川、鬼怒川の水源に恵まれ、県内有数の米の産地としても知られています。

交通網は、当JA管内を南北に走る国道6号線を軸に、常磐自動車道の谷和原インターをはじめ、鉄道はJR常磐線・営団地下鉄千代田線・関東鉄道常総線・つくばエクスプレス（TX）があり、つくばエクスプレスにおいては当JA管内2カ所に駅が設置されています。守谷駅から東京の秋葉原駅までは、つくばエクスプレスの快速で32分と、都心へのアクセスが向上しています。

機構図

(令和5年4月22日現在)



役員構成

(令5年4月22日現在)

| 役 職 名 | 氏 名 |
|--------------|--------------------|
| 代表理事組合長 | 齊藤 繁 |
| 代表理事専務 | 飯塚 清 |
| 常務理事 | 沖瀨 博一 |
| 理事 (非常勤) | 中島 幸夫 |
| // | 谷口 高志 |
| // | 横田 勇 |
| // | 大山賀津雄 |
| // | 幸田 武志 |
| // | 中村 忠男 |
| // | 大徳 芳憲 |
| // | 椎名 孝至 |
| // | 飯田 ^総 一郎 |
| // | 椎名 洋三 |
| // | 中村 治 |
| // | 秋谷 政弘 |
| // | 櫻井 光希 |
| // | 植田 寿 |
| // | 寺田 和二 |
| // | 古木 潔 |
| // | 武笠 征男 |
| // | 樛木 一男 |
| // | 椎名 一夫 |
| // | 石島 正勝 |
| // | 大久保清光 |
| // | 古谷 透 |
| // | 羽生 惠洋 |
| // | 飯村香代子 |
| // | 松丸美恵子 |
| // | 境野 廿夕 |
| // | 飯泉 正江 |
| // | 稻見三枝子 |
| // | 櫻井 静枝 |
| 学経理事 (使用人兼務) | 倉持 清一 |
| 常勤監事・員外監事 | 釘持 禎 |
| 監事 (非常勤) | 森 勝 |
| // | 染谷 岩雄 |
| // | 岡田 儀春 |
| // | 吉川 道雄 |
| // | 秋田 昌彦 |

組合員数

(令和5年1月31日現在)

(単位:人・団体)

| 資格区分 | | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|----|--------|--------|
| 正組合員数 | | | |
| 個人 | 男性 | 4,797 | 4,674 |
| | 女性 | 1,160 | 1,140 |
| | 計 | 5,957 | 5,814 |
| 法人 | | 24 | 28 |
| 小計 | | 5,981 | 5,842 |
| 准組合員数 | | | |
| 個人 | 男性 | 3,105 | 3,088 |
| | 女性 | 1,907 | 2,106 |
| | 計 | 5,012 | 5,194 |
| 法人または団体 | | 85 | 78 |
| 小計 | | 5,097 | 5,272 |
| 組合員総数 | | | |
| 個人 | 男性 | 7,902 | 7,762 |
| | 女性 | 3,067 | 3,246 |
| | 計 | 10,969 | 11,008 |
| 法人または団体 | | 109 | 106 |
| 合計 | | 11,078 | 11,114 |

組合員組織の状況

(令和5年1月31日現在)

| 組織名 | 構成員数(人) |
|---------------------|---------|
| 《つくばみらい市》 | |
| 茨城みなみ農業協同組合 伊奈普通作部会 | 33 |
| つくばみらい市集落営農組合連絡会 | 9 |
| つくばみらい4Hクラブ | 14 |
| 谷和原みつば部会 | 8 |
| 谷和原地域協業・営農組合連絡協議会 | 7 |
| 細代ぶどう組合 | 10 |
| 谷和原なす部会 | 3 |
| 《取手市》 | |
| 取手市稲作・園芸研究会 | 11 |
| 六郷地区稲作経営研究会 | 7 |
| 藤代地区玉葱生産組合 | 6 |
| 《守谷市》 | |
| J A茨城みなみ稲作研究会 | 6 |
| 施設園芸部会 | 12 |
| 守谷地区青果部 | 38 |
| 《その他》 | |
| 茨城みなみ農業協同組合施設園芸部会 | 18 |
| J A茨城みなみ直販部会 | 296 |
| J A茨城みなみ女性部 | 500 |
| J A茨城みなみいなほ会 | 313 |
| 年金友の会 | 4,731 |

地区一覧

(令和5年5月現在)

◇ 当JAは、つくばみらい市・取手市・守谷市の3市と、龍ヶ崎市の一部が営業区域です。



店舗等のご案内

(令和5年5月現在)

URL <http://www.ja-ibami.or.jp>

e-mail jaibam@ja-ibami.or.jp

| ★ 本 店 | | | | |
|----------------------|----------|-----------------|------------------------------|--------------------|
| 部署 | 郵便番号 | 住 所 | TEL | FAX |
| 企画総務部 | 300-1537 | 取手市毛有111 | 0297-63-2211(代) | 63-2210 |
| 監査室 | | | 0297-63-2207 | 63-2210 |
| 共済部 | | | 0297-63-2208 | |
| 金融部 | | | 0297-63-2209 | |
| 営農経済部 ※ 経済課－葬祭みなみ | 300-2334 | つくばみらい市中平柳336-1 | 0297-58-5118 0120-491-373 | 58-1732 52-0802 |

| 支店・事業所 | 郵便番号 | 住 所 | TEL | FAX |
|-------------------|----------|----------------|------------------------------|---------|
| 支 店 (金融機関コード4378) | | | | |
| ①伊奈支店 | 300-2337 | つくばみらい市谷井田1609 | 0297-58-0007 | 58-0009 |
| ②藤代支店 | 300-1537 | 取手市毛有111 | 0297-83-0001 | 83-0002 |
| ③取手支店 | 302-0017 | 取手市桑原300 | 0297-74-7733 | 74-7723 |
| ④守谷支店 | 302-0118 | 守谷市立沢237-1 | 0297-48-0005 | 48-0001 |
| ⑤谷和原支店 | 300-2424 | つくばみらい市加藤250-1 | 0297-52-3030 | 52-2410 |
| 営農経済センター・グリーンショップ | | | | |
| 伊奈地区営農経済センター | 300-2337 | つくばみらい市谷井田1609 | 0297-58-1450 0120-581-373 | 58-4710 |
| 守谷地区営農経済センター | 302-0117 | 守谷市野木崎385-2 | 0297-45-1503 0120-059-373 | 47-8180 |
| グリーンショップふじしろ | 300-1537 | 取手市毛有111 | 0297-82-2723 0120-478-373 | 82-2063 |
| グリーンショップとりで | 302-0017 | 取手市桑原300 | 0297-85-3555 0120-611-373 | 74-7723 |
| グリーンショップやわら | 300-2424 | つくばみらい市加藤250-1 | 0297-52-5394 0120-634-373 | 34-0321 |

※営農経済部については、7月中に移転予定（住所：取手市毛有111）

| その他 事業所 | | | | |
|------------------|----------|-----------------|--------------|---------------------|
| 事業所 | 郵便番号 | 住 所 | TEL | FAX |
| 担い手支援センター | 300-2334 | つくばみらい市中平柳336-1 | 0297-58-5747 | 58-5930 |
| カントリーエレベーター | 300-2355 | つくばみらい市市野深858 | 0297-58-0100 | 58-0500 |
| 野菜選果場 | 300-2431 | つくばみらい市上小目224 | 0297-52-6160 | 52-6789 |
| 農産物直売所「みらいっ娘(こ)」 | 300-2431 | つくばみらい市上小目223-2 | 0297-52-2020 | 52-2021 |
| 農産物直売所「夢とりで」 | 302-0017 | 取手市桑原242-1 | 0297-84-6661 | 84-6662 |
| JAとりで総合医療センター | 売店 食堂 | 302-0022 | 取手市本郷2-1-1 | 0297-74-5551(内)1242 |
| | | | | 0297-74-5551(内)2219 |
| みなみ農機センター | 300-2431 | つくばみらい市上小目224 | 0297-52-2004 | 52-4877 |
| 東部出張所 | 300-1506 | 取手市上萱場261 | 0297-83-3434 | 83-3433 |
| みなみ自動車センター | 300-2307 | つくばみらい市板橋2037 | 0297-44-8371 | 44-8372 |
| 提携 ホール | JA小絹ホール | 300-2445 | つくばみらい市小絹441 | 0297-52-5942 |
| | JA山王ホール | 300-1544 | 取手市山王223-1 | 0297-70-4194 |
| | | | | 85-8163 |

| ATM(現金自動化機器)所在地 | | | | |
|---|----------|----------------|--------------|--|
| 谷和原支店併設 | 300-2424 | つくばみらい市加藤250-1 | つくばみらい市(2カ所) | |
| 伊奈支店併設 | 300-2337 | つくばみらい市谷井田1609 | | |
| 藤代支店併設 | 300-1537 | 取手市毛有111 | 取手市(3カ所) | |
| JAとりで総合医療センター併設 | 302-0022 | 取手市本郷2-1-1 | | |
| 取手支店併設 | 302-0017 | 取手市桑原300 | | |
| 守谷支店併設 | 302-0116 | 守谷市立沢237-1 | 守谷市(1カ所) | |
| ★オンラインサービスの営業時間は、平日8:45~19:00、土曜・日曜・祝日9:00~17:00です。 | | | | |

特定信用事業代理業者の状況

(令和5年1月31日現在)

該当ありません。

会計監査人の名称

いぶき監査法人 (令和5年5月現在)

所在地 東京都千代田区神田三崎町三丁目2番12号 山順ビル3階

経営資料編

資料編では資産・負債、損益、各事業の実績等に関する事項について、項目ごとにまとめたり、注記を付けたりして理解しやすいようにしております。

なお、金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。

よって、合計が一致しない場合があります。

決算の状況

貸借対照表

(単位:千円)

| 資産の部 | 令和3年度 (令和4年1月31日現在) | 令和4年度 (令和5年1月31日現在) |
|----------------|------------------------|------------------------|
| 1. 信用事業資産 | 102,090,975 | 108,562,215 |
| (1) 現金 | 393,838 | 340,295 |
| (2) 預金 | 72,603,068 | 78,398,918 |
| 系統預金 | 72,589,782 | 78,392,281 |
| 系統外預金 | 13,285 | 6,637 |
| (3) 有価証券 | 6,349,330 | 7,128,941 |
| 国債 | 1,417,030 | 1,514,900 |
| 地方債 | 496,590 | 454,510 |
| 社債 | 4,435,710 | 5,159,531 |
| (4) 貸出金 | 22,546,283 | 22,476,509 |
| (5) その他の信用事業資産 | 454,183 | 468,695 |
| 未収収益 | 444,682 | 461,639 |
| その他の資産 | 9,501 | 7,056 |
| (6) 貸倒引当金 | ▲255,728 | ▲251,145 |
| 2. 共済事業資産 | 4,549 | 5,061 |
| (1) その他の共済事業資産 | 4,549 | 5,061 |
| 3. 経済事業資産 | 354,456 | 487,941 |
| (1) 経済事業未収金 | 263,653 | 372,450 |
| (2) 棚卸資産 | 84,866 | 109,418 |
| 購買品 | 78,977 | 103,071 |
| 宅地等 | 0 | 0 |
| その他の棚卸資産 | 5,889 | 6,347 |
| (5) その他の経済事業資産 | 6,028 | 6,076 |
| (6) 貸倒引当金 | 91 | ▲3 |
| 4. 雑資産 | 204,429 | 183,100 |
| (1) 雑資産 | 204,429 | 183,100 |
| 5. 固定資産 | 2,787,837 | 2,673,238 |
| (1) 有形固定資産 | 2,773,427 | 2,659,522 |
| 建物 | 3,687,936 | 3,558,647 |
| 機械装置 | 593,031 | 573,936 |
| 土地 | 984,751 | 967,060 |
| その他の有形固定資産 | 809,041 | 797,652 |
| 減価償却累計額 | ▲3,301,334 | ▲3,237,774 |
| (2) 無形固定資産 | 14,409 | 13,715 |
| その他の無形固定資産 | 14,409 | 13,715 |
| 6. 外部出資 | 2,415,040 | 2,415,040 |
| (1) 外部出資 | 2,415,040 | 2,415,040 |
| 系統出資 | 2,264,780 | 2,264,780 |
| 系統外出資 | 150,260 | 150,260 |
| 7. 前払年金費用 | 40,486 | 58,327 |
| 8. 繰延税金資産 | 0 | 58,743 |
| 資産の部合計 | 107,897,775 | 114,443,668 |

(単位:千円)

| 負債の部 | 令和3年度 (令和4年1月31日現在) | | 令和4年度 (令和5年1月31日現在) | |
|----------------------|------------------------|-------------|------------------------|-------------|
| | | | | |
| 1. 信用事業負債 | | 102,158,871 | | 108,792,540 |
| (1) 貯金 | | 101,149,634 | | 108,025,671 |
| (2) 借入金 | | 541,532 | | 541,247 |
| (3) その他の信用事業負債 | | 467,704 | | 225,621 |
| 未払費用 | | 14,106 | | 15,122 |
| その他の負債 | | 453,597 | | 210,498 |
| 2. 共済事業負債 | | 334,607 | | 268,252 |
| (1) 共済資金 | | 185,857 | | 123,620 |
| (2) 未経過共済付加収入 | | 144,679 | | 143,245 |
| (3) 共済未払費用 | | 3,476 | | 1,331 |
| (4) その他の共済事業負債 | | 593 | | 54 |
| 3. 経済事業負債 | | 130,480 | | 118,520 |
| (2) 経済事業未払金 | | 126,643 | | 114,456 |
| (3) 経済受託債務 | | 0 | | 75 |
| (4) その他の経済事業負債 | | 3,836 | | 3,988 |
| 4. 雑負債 | | 410,672 | | 440,004 |
| (1) 未払法人税等 | | 64,604 | | 72,512 |
| (2) 資産除去債務 | | 212,258 | | 188,850 |
| (3) その他の負債 | | 133,809 | | 178,641 |
| 5. 諸引当金 | | 39,003 | | 38,903 |
| (1) 賞与引当金 | | 18,745 | | 16,638 |
| (3) 役員退職慰労引当金 | | 20,257 | | 22,265 |
| 6. 繰延税金負債 | | 63,038 | | 0 |
| 7. 再評価にかかる繰延税金負債 | | 165,292 | | 145,984 |
| 負債の部合計 | | 103,301,965 | | 109,804,205 |
| 純資産の部 | | | | |
| 1. 組合員資本 | | 4,063,236 | | 4,513,895 |
| (1) 出資金 | | 1,358,067 | | 1,556,352 |
| (2) 利益剰余金 | | 2,712,815 | | 2,969,064 |
| 利益準備金 | | 1,006,537 | | 1,027,537 |
| その他利益剰余金 | | 1,706,277 | | 1,941,527 |
| 税効果調整積立金 | | 28,610 | | 19,790 |
| 財務基盤強化・施設整備積立金 | | 1,125,000 | | 1,000,000 |
| 外部出資減損対応積立金 | | 0 | | 187,500 |
| 特別積立金 | | 250,000 | | 270,000 |
| 当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金) | | 302,667 | | 464,237 |
| (うち当期剰余金(又は当期損失金)) | | 100,715 | | 251,720 |
| (4) 処分未済持分 | | ▲ 7,646 | | ▲ 11,521 |
| 2. 評価・換算差額等 | | 532,574 | | 125,567 |
| (1) その他有価証券評価差額金 | | 114,502 | | ▲ 242,109 |
| (2) 土地再評価差額金 | | 418,071 | | 367,677 |
| 純資産の部合計 | | 4,595,810 | | 4,639,463 |
| 負債及び純資産の部合計 | | 107,897,775 | | 114,443,668 |

損益計算書

(単位:千円)

| 科 目 | 令和3年度 (令和3年2月1日から令和4年1月31日) | | 令和4年度 (令和4年2月1日から令和5年1月31日) | |
|---------------|--------------------------------|-----------|--------------------------------|-----------|
| | | | | |
| 1. 事業総利益 | | 1,409,989 | | 1,432,086 |
| 事業収益 | | 3,274,323 | | 3,189,610 |
| 事業費用 | | 1,864,333 | | 1,757,523 |
| (1)信用事業収益 | | 744,908 | | 783,591 |
| 資金運用収益 | 706,020 | | 732,638 | |
| (うち預金利息) | 408,965 | | 425,235 | |
| (うち有価証券利息) | 70,387 | | 76,811 | |
| (うち貸出金利息) | 203,713 | | 205,270 | |
| (うちその他受入利息) | 22,953 | | 25,320 | |
| 役務取引等収益 | 21,832 | | 22,524 | |
| その他事業直接収益 | 791 | | 8,780 | |
| その他経常収益 | 16,264 | | 19,647 | |
| (2)信用事業費用 | | 87,391 | | 88,352 |
| 資金調達費用 | 8,973 | | 8,180 | |
| (うち貯金利息) | 5,458 | | 5,762 | |
| (うち給付補填備金繰入) | 216 | | 92 | |
| (うちその他支払利息) | 3,297 | | 2,326 | |
| 役務取引等費用 | 7,637 | | 7,121 | |
| その他経常費用 | 70,781 | | 73,049 | |
| (うち貸倒引当金繰入額) | 351 | | ▲ 2,535 | |
| (うち貸倒引当金戻入益) | | | | |
| 信用事業総利益 | | 657,516 | | 695,239 |
| (3)共済事業収益 | | 382,551 | | 359,301 |
| 共済付加収入 | 355,030 | | 335,994 | |
| その他の収益 | 27,520 | | 23,307 | |
| (4)共済事業費用 | | 27,172 | | 24,769 |
| 共済推進費 | 18,393 | | 16,052 | |
| 共済保全費 | 1,642 | | 1,437 | |
| その他の費用 | 7,136 | | 7,279 | |
| 共済事業総利益 | | 355,379 | | 334,532 |
| (5)購買事業収益 | | 1,337,640 | | 1,222,054 |
| 購買品供給高 | 1,305,618 | | 1,178,362 | |
| 購買手数料 | | | 12,738 | |
| 修理サービス料 | 21,602 | | 21,569 | |
| その他の収益 | 10,419 | | 9,384 | |
| (6)購買事業費用 | | 1,169,012 | | 1,043,702 |
| 購買品供給原価 | 1,154,752 | | 1,032,974 | |
| 購買品供給費 | 35 | | 34 | |
| 修理サービス費 | 2,210 | | 2,552 | |
| その他の費用 | 12,014 | | 8,141 | |
| (うち貸倒引当金繰入額) | 81 | | | |
| (うち貸倒引当金戻入益) | | | ▲ 87 | |
| 購買事業総利益 | | 168,627 | | 178,352 |
| (7)販売事業収益 | | 166,494 | | 189,293 |
| 販売品販売高 | 44,993 | | 57,562 | |
| 販売手数料 | 88,210 | | 84,711 | |
| その他の収益 | 33,289 | | 47,018 | |
| (8)販売事業費用 | | 104,011 | | 112,915 |
| 販売品販売原価 | 19,923 | | 25,094 | |
| 販売費 | 22,230 | | 23,103 | |
| その他の費用 | 61,857 | | 64,717 | |
| 販売事業総利益 | | 62,483 | | 76,377 |
| (9)保管事業収益 | | 34,603 | | 37,155 |
| (10)保管事業費用 | | 1,935 | | 2,331 |
| 保管事業総利益 | | 32,668 | | 34,823 |
| (11)利用事業収益 | | 482,862 | | 465,619 |
| (12)利用事業費用 | | 374,318 | | 378,116 |
| 利用事業総利益 | | 108,544 | | 87,502 |
| (13)宅地等供給事業収益 | | 8,575 | | 2,283 |
| (14)宅地等供給事業費用 | | 1,448 | | 30 |
| 宅地等供給事業総利益 | | 7,126 | | 2,253 |
| (15)その他事業収益 | | 113,153 | | 6,109 |
| (16)その他事業費用 | | 84,690 | | 15,900 |
| その他事業総利益 | | 28,463 | | ▲ 9,791 |
| (17)指導事業収入 | | 3,532 | | 124,202 |
| (18)指導事業支出 | | 14,352 | | 91,405 |
| 指導事業収支差額 | | ▲ 10,819 | | 32,797 |

(単位:千円)

| 科 目 | 令和3年度 (令和3年2月1日から令和4年1月31日) | | 令和4年度 (令和4年2月1日から令和5年1月31日) | |
|------------------|--------------------------------|-----------|--------------------------------|-----------|
| | | | | |
| 2. 事業管理費 | | 1,212,626 | | 1,120,853 |
| (1)人件費 | 778,620 | | 707,725 | |
| (2)業務費 | 109,036 | | 112,200 | |
| (3)諸税負担金 | 40,981 | | 40,213 | |
| (4)施設費 | 283,806 | | 259,697 | |
| (5)その他事業管理費 | 181 | | 1,014 | |
| 事業利益 | | 197,362 | | 311,233 |
| 3. 事業外収益 | | 61,675 | | 57,257 |
| (1)受取雑利息 | 1,262 | | 1,042 | |
| (2)受取出資配当金 | 41,346 | | 41,346 | |
| (3)賃料 | 12,993 | | 8,889 | |
| (4)雑収入 | 6,074 | | 5,980 | |
| 4. 事業外費用 | | 5,374 | | 4,309 |
| (1)支払雑利息 | 304 | | 273 | |
| (2)寄付金 | 871 | | 998 | |
| (3)賃貸関連費用 | 1,303 | | 287 | |
| (4)雑損失 | 2,894 | | 2,750 | |
| 経常利益 | | 253,664 | | 364,182 |
| 5. 特別利益 | | | | 12,553 |
| (1)固定資産処分益 | | | 12,553 | |
| 6. 特別損失 | | 90,614 | | 35,836 |
| (1)固定資産処分損 | 20,006 | | 13,064 | |
| (2)減損損失 | 70,608 | | 22,772 | |
| 税引前当期利益 | | 163,049 | | 340,899 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 73,059 | | 80,954 | |
| 法人税等調整額 | ▲ 10,725 | | 8,223 | |
| 法人税等合計 | | 62,333 | | 89,178 |
| 当期剰余金 | | 100,715 | | 251,720 |
| 当期首繰越剰余金 | | 168,962 | | 181,579 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | ▲ 33,111 |
| 遡及処理後当期首繰越剰余金 | | 168,962 | | 148,467 |
| 税効果調整積立金取崩額 | | 0 | | 13,654 |
| 土地再評価差額金取崩額 | | 32,988 | | 50,394 |
| 当期未処分剰余金 | | 302,667 | | 464,237 |

キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

| 科 目 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | (令和3年2月1日から令和4年1月31日) | (令和4年2月1日から令和5年1月31日) |
| 1 事業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期利益 | 163,049 | 340,899 |
| 減価償却費 | 128,536 | 117,006 |
| 減損損失 | 70,608 | 22,772 |
| 貸倒引当金の増減額 | 433 | ▲ 4,671 |
| 賞与引当金の増減額 | ▲ 642 | ▲ 2,107 |
| その他引当金等の増減額 | 2,631 | 2,008 |
| 信用事業資金運用収益 | ▲ 704,408 | ▲ 728,796 |
| 信用事業資金調達費用 | 8,973 | 8,180 |
| 受取雑利息及び受取出資配当金 | ▲ 42,808 | ▲ 42,388 |
| 支払雑利息 | 304 | 273 |
| 有価証券関係損益 | 1,611 | ▲ 12,622 |
| 固定資産売却損益 | 20,006 | 510 |
| (信用事業活動による資産及び負債の増減) | | |
| 貸出金の純増減 | ▲ 3,351,637 | ▲ 206,307 |
| 預金の純増減 | 1,602,000 | ▲ 5,800,000 |
| 貯金の純増減 | 1,653,114 | 6,876,037 |
| 信用事業借入金の純増減 | ▲ 287 | ▲ 285 |
| その他の信用事業資産の純増減 | 5,424 | 1,979 |
| その他の信用事業負債の純増減 | ▲ 12,422 | 33,498 |
| (共済事業活動による資産及び負債の増減) | | |
| 共済資金の純増減 | 55,313 | ▲ 62,236 |
| 未経過共済付加収入の純増減 | ▲ 2,410 | ▲ 1,433 |
| その他共済事業資産の純増減 | 1,372 | ▲ 512 |
| その他共済事業負債の純増減 | ▲ 1,222 | ▲ 2,683 |
| (経済事業活動による資産及び負債の増減) | | |
| 受取手形及び経済事業未収金の純増減 | 43,780 | ▲ 108,796 |
| 棚卸資産の純増減 | ▲ 7,660 | ▲ 24,551 |
| 支払手形及び経済事業未払金の純増減 | ▲ 28,730 | ▲ 12,187 |
| 経済受託債務の純増減 | ▲ 523 | 75 |
| その他経済事業資産の純増減 | 1,104 | ▲ 47 |
| その他経済事業負債の純増減 | ▲ 1,119 | 151 |
| (その他の資産及び負債の増減) | | |
| その他の資産の純増減 | 45,317 | 3,488 |
| その他の負債の純増減 | 64,605 | 46,213 |
| 未払消費税等の増減額 | 29,398 | ▲ 23,772 |
| 信用事業資金運用による収入 | 701,880 | 712,305 |
| 信用事業資金調達による支出 | ▲ 13,688 | ▲ 7,680 |
| 小 計 | 428,881 | 1,124,317 |
| 雑利息及び出資配当金の受取額 | 42,608 | 42,388 |
| 雑利息の支払額 | ▲ 304 | ▲ 273 |
| 法人税等の支払額 | ▲ 52,298 | ▲ 73,047 |
| 事業活動によるキャッシュ・フロー | 418,886 | 1,093,385 |
| 2 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有価証券の取得による支出 | ▲ 1,198,729 | ▲ 3,614,758 |
| 有価証券の売却による収入 | 100,000 | 1,754,530 |
| 有価証券の償還による収入 | 799,964 | 600,000 |
| 固定資産の取得による支出 | ▲ 90,646 | ▲ 114,756 |
| 固定資産の売却による収入 | ▲ 5,093 | 89,065 |
| 外部出資の売却等による収入 | 25 | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | ▲ 394,479 | ▲ 1,285,918 |

(単位:千円)

| 科 目 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------------------|-----------------------|-----------------------|
| | (令和3年2月1日から令和4年1月31日) | (令和4年2月1日から令和5年1月31日) |
| 3 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 出資の増額による収入 | 115,433 | 216,017 |
| 出資の払戻しによる支出 | ▲ 14,903 | ▲ 10,282 |
| 持分の取得による支出 | ▲ 6,730 | ▲ 7,646 |
| 持分の譲渡による収入 | 6,730 | 7,646 |
| 出資配当金の支払額 | ▲ 24,521 | ▲ 25,096 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 76,008 | 180,638 |
| 4 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額) | 100,415 | ▲ 11,895 |
| 5 現金及び現金同等物の期首残高 | 561,592 | 616,209 |
| 6 現金及び現金同等物の期末残高 | 662,007 | 604,314 |

令和3年度 注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ① 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ② 時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品（一品管理）：総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 購買品（グループ管理）：売価還元法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- その他の棚卸資産：最終仕入原価法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

○耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

○取得価額10万円以上20万円未満の一括減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

○取得価額が30万円未満の少額減価償却資産については、租税特別措置法等の規定にもとづき本年度一括償却しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算出した金額を計上しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上して

ます。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

なお、当事業年度末における年金資産が退職給付債務を超過しているため、前払年金費用として表示しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

なお、当事業年度において除去すべき各事業間の内部損益はありません。

米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会茨城県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債務に全農県本部から送金された概算金を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債権残高を減少する会計処理を行っております。

(追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（改正企業会計基準第24号 2020年3月31日）の適用に伴い、米共同計算に関する事項をその他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

会計上の見積りに関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 (繰延税金負債) 63,038 千円
(繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産額 33,444 千円)
- (2) その他の情報
 - ① 算出方法
将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得により、繰延税金資産の回収可能性を判断しています。
 - ② 主要な仮定
当組合では、課税所得の見積りを主要な仮定と認識しています。課税所得の見積りは、各部署が前事業年度の状況を踏まえて社会情勢等の影響を織り込んだ総合収支計画 (令和 4 年 1 月作成) を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。
 - ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響
これらの見積りは、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 70,608 千円
- (2) その他の情報
 - ① 算出方法
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フロー帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。
なお、当事業年度において、東部出張所については、主要な資産の市場価額の著しい下落により減損の兆候があると判断しましたが、減損の認識の判定において、当該資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識していません。
 - ② 主要な仮定
当組合では、主要な仮定を将来キャッシュ・フローの見積りと認識しています。将来キャッシュ・フローの見積りは、令和 4 年 1 月に作成した総合収支計画を基礎とし、翌事業年度の傾向がそれ以降も継続すると仮定して算定しています。
 - ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響
これらの見積りは、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、実際に将来キャッシュ・フローの金額が見積りと異なった場合には、減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸倒引当金)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 255,820 千円
- (2) その他の情報
 - ① 算出方法及び主要な仮定
将来発生することが見込まれる債権の貸倒額の見積り方法は「第 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準 ①貸倒引当金」に記載しています。
 - ② 翌事業年度の計算書類に与える影響
貸倒引当金の算定に用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定は合理的であり、債権の貸倒れによる損失に備えるための十分な額が計上されていると判断しています。ただし、会計上の見積りに用いた仮定は過去の貸倒実績及び回収実績を基礎とした数値に基づいていること等

の不確実性を有しており、債務者の状況や経済環境・不動産市況の変化等により、貸倒引当金を増額又は減額する可能性があります。

(追加情報)

会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響

(1) 概要

会計基準では、会計上の見積りを行うにあたり、新型コロナウイルス感染症の影響のように不確実性が高い事象においても、一定の仮定を置き最善の見積りを行うことが求められています。一定の仮定を置くにあたっては、外部の情報源に基づく客観性のある情報を用いることができる場合には、これを可能な限り用いることが望ましいとされている一方、今般の新型コロナウイルス感染症の影響については、会計上の見積りの参考となる前例に乏しく、今後の広がり方や収束時期等に統一的な見解がないため、外部の情報源に基づく客観性のある情報が入手できない状況にあります。この場合は、新型コロナウイルス感染症の影響については、企業自ら一定の仮定を置くこととされています。

(2) 会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する一定の仮定

- ・新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期については、想定の域を超えるものがありますが、現状に鑑み一定程度、世界的な感染状況は続き、世界経済及び国内経済に影響を及ぼすものと考えています。なお、当組合の事業活動の範囲は、国内が中心であることから、国内の状況が主たる影響要素となりますが、翌事業年度中は、当組合の財政状態及び経営成績に何らかの影響があるものと考えています。
- ・現状において、当組合では、各部門において事業への影響について情報収集を行っていますが、事業活動へのマイナス要素又はプラス要素が混在している状況です。会計上の見積りにおいて、これらの要素はいずれもないものと仮定し、過去の経営成績を参考に通常予測可能な事項を盛り込んだ形で算定しています。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 194,550 千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 82,840 千円 機械装置 72,794 千円 その他の有形固定資産 38,914 千円

(2) 担保に供している資産

定期預金 7,500,000 千円を為替決済の担保に、定期預金 2,900 千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 100,337 千円

(4) 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありますが、延滞債権額は 312,646 千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 2,248 千円です。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 314,895 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成 13 年 1 月 31 日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 50,275 千円

○同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産（遊休資産及び賃貸資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店や共同利用施設等については組合全体の共用資産としております。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

| 場 所 | 用 途 | 種 類 | その他 |
|-------------|---------|-----------------------------|---------|
| みなみ自動車センター | 営業用店舗 | 建物・土地・その他の有形固定資産・その他の無形固定資産 | |
| 戸頭貸店舗及び土地 | 賃貸用固定資産 | 建物・土地 | 業務外固定資産 |
| 小文間農業倉庫 | 賃貸用固定資産 | 土地 | 業務外固定資産 |
| 旧ガス事業所 | 賃貸用固定資産 | 建物・土地・その他の有形固定資産 | 業務外固定資産 |
| 米ノ井土地 | 遊休資産 | 土地 | 業務外固定資産 |
| 旧取手支店 | 遊休資産 | 建物・土地・その他の有形固定資産 | 業務外固定資産 |
| 旧十和支店 | 遊休資産 | 土地 | 業務外固定資産 |
| 旧取手給油所跡地 | 遊休資産 | 土地 | 業務外固定資産 |
| 旧谷和原給油所跡地 | 遊休資産 | 土地 | 業務外固定資産 |
| 旧みなみ自動車センター | 遊休資産 | 建物・土地 | 業務外固定資産 |

② 減損損失の認識に至った経緯

みなみ自動車センターについては当該事業所の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産のうち、旧ガス事業所は賃貸用固定資産として使用されていますが、令和4年3月末で賃貸借契約が終了となることから、帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識しました。その他の賃貸用固定資産の戸頭貸店舗及び土地、小文間農業倉庫については、使用価値又は正味売却価額が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識しました。

さらに、業務外固定資産のうち、米ノ井土地、旧取手支店、旧十和支店、旧取手給油所跡地、旧谷和原給油所跡地、旧みなみ自動車センターについては遊休資産とされ、早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

| | | | |
|------------|---------|------------|----------|
| 建物 | 2,080千円 | 土地 | 67,407千円 |
| その他の有形固定資産 | 109千円 | その他の無形固定資産 | 1,011千円 |

(3) 回収可能価額の算定方法

○小文間農業倉庫の固定資産の回収可能価額については、使用価値を採用しており、適用した割引率は2.77%です。

○みなみ自動車センター、戸頭貸店舗及び土地、旧ガス事業所、米ノ井土地、旧取手支店、旧十和支店、旧取手給油所跡地、旧谷和原給油所跡地、旧みなみ自動車センターの固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産評価額及び不動産鑑定評価額に

基づき算定しています。

6. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、77.3%は住宅資金に対するものであり、当該住宅資金をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.08%上昇したものと想定した場合には、経済価値が87,860千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|----------|-------------|-------------|---------|
| 預金 | 72,603,068 | 72,603,835 | 767 |
| 有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 6,349,330 | 6,349,330 | - |
| 貸出金 | 22,546,283 | | |
| 貸倒引当金(*) | ▲ 255,728 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 22,290,554 | 23,230,336 | 939,781 |
| 資産計 | 101,242,953 | 102,183,502 | 940,549 |
| 貯金 | 101,149,634 | 101,152,402 | 2,767 |
| 負債計 | 101,188,901 | 101,152,402 | 2,767 |

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を

時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 |
|----------|-----------|
| 外部出資(*1) | 2,415,040 |

(*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-----------------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 預金 | 72,603,068 | - | - | - | - | - |
| 有価証券 | | | | | | |
| その他有価証券のうち 満期があるもの | 600,000 | 300,000 | 800,000 | 500,000 | 100,000 | 3,900,000 |
| 貸出金(*1,2) | 1,235,763 | 1,076,721 | 988,160 | 949,278 | 920,928 | 17,085,682 |
| 合計 | 74,438,831 | 1,376,721 | 1,788,160 | 1,449,278 | 1,020,928 | 20,985,682 |

(*1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)78,609千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等289,748千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 貯金(*) | 92,884,202 | 4,056,145 | 3,315,677 | 407,861 | 485,748 | - |

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

| 種類 | | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 又は償却原価 | 差額 (*) |
|--|-----|--------------|----------------|----------|
| 貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えるも の | 債券 | | | |
| | 国債 | 1,024,320 | 899,506 | 124,813 |
| | 地方債 | 201,440 | 199,998 | 1,441 |
| | 社債 | 3,360,540 | 3,292,693 | 67,846 |
| | 小計 | 4,586,300 | 4,392,197 | 194,102 |
| 貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えない もの | 債券 | | | |
| | 国債 | 392,710 | 398,760 | ▲ 6,050 |
| | 地方債 | 295,150 | 300,000 | ▲ 4,850 |
| | 社債 | 1,075,170 | 1,100,000 | ▲ 24,830 |
| | 小計 | 1,763,030 | 1,798,760 | ▲ 35,730 |
| 合計 | | 6,349,330 | 6,190,958 | 158,371 |

※上記評価差額から繰延税金負債 43,868 千円又を差し引いた額を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

| | 売却額 | 売却益 |
|----|---------|-----|
| 債券 | 100,758 | 758 |
| 合計 | 100,758 | 758 |

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金又は前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|----------------|------------|
| 期首における前払年金費用 | ▲55,060 千円 |
| 退職給付費用 | 54,526 千円 |
| 退職給付の支払額 | ▲6,399 千円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | ▲21,415 千円 |
| 確定給付型年金制度への拠出金 | ▲12,138 千円 |
| 期末における前払年金費用 | ▲40,486 千円 |

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|-----------|-------------|
| 退職給付債務 | 723,699 千円 |
| 特定退職金共済制度 | ▲463,723 千円 |
| 確定給付型年金制度 | ▲300,461 千円 |
| 前払年金費用 | ▲40,486 千円 |

④ 退職給付に関連する損益

| | |
|----------------|-----------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 54,526 千円 |
|----------------|-----------|

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 9,749 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 3 年 4 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、116,724 千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

| | |
|--------------------|-------------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 50,234 千円 |
| 未収利息不計上 | 3,132 千円 |
| 賞与引当金 | 5,192 千円 |
| 組合員組織助成金 | 2,801 千円 |
| 未払事業税 | 4,251 千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 5,611 千円 |
| 減価償却限度超過（減損損失分） | 31,915 千円 |
| 資産除去債務 | 58,795 千円 |
| 土地減損損失 | 45,798 千円 |
| 減価償却限度超過（借地上土盛費用） | 4,740 千円 |
| グリーンパレス借地整備費用 | 2,077 千円 |
| その他 | 1,260 千円 |
| 繰延税金資産小計 | 215,812 千円 |
| 評価性引当額 | ▲182,367 千円 |
| 繰延税金資産合計（A） | 33,444 千円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | ▲43,868 千円 |
| 固定資産過大計上額（資産除去債務） | ▲41,270 千円 |
| 前払年金費用 | ▲11,214 千円 |
| 全農適格合併みなし配当 | ▲128 千円 |
| 繰延税金負債合計（B） | ▲96,482 千円 |
| 繰延税金資産の純額（A） + （B） | ▲63,038 千円 |

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

| | |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率 | 27.7% |
| （調整） | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.7% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | ▲3.5% |
| 住民税均等割額 | 2.8% |
| 評価性引当額の増減 | 10.9% |
| その他 | ▲0.4% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 38.2% |

10. その他の注記

(1) 未適用の会計基準の注記

未適用の会計基準等について

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

① 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であり、収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

② 適用予定日

第34事業年度の期首より適用予定です。

③ 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当計算書類等の作成時において評価中です。

令和4年度 注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ① 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ② 時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品(一品管理) : 総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- 購買品(グループ管理) : 売価還元法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- その他の棚卸資産 : 最終仕入原価法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

○耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

○取得価額10万円以上20万円未満の一括減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

○取得価額が30万円未満の少額減価償却資産については、租税特別措置法等の規定に基づき本年度一括償却しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算出した金額を計上しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

なお、当事業年度末における年金資産が退職給付債務を超過しているため、前払年金費用として表示しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における収益の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

なお、販売事業のうち、米穀の収益については、県域全体での販売実績進捗率に基づき、収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 利用事業

カントリーエレベーター・育苗センター・野菜選果場・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務及び施設を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。また、売店・食堂については、販売品の引き渡し時点で履行義務を充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しを提携業者に仲介する事業であり、この利用者等に対して、提携業者が宅地等の売渡しを完了した時点において充足されると判断し、契約誓約料として収益を認識しています。

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談等を提供する事業であり、当組合は利用者等からの依頼に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦ 直売事業

組合員が生産した農産物を当組合の店舗にて販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

なお、当事業年度において除去すべき各事業間の内部損益はありません。

米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会茨城県本部（以下、全農という）が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に受託販売により生じた販売品の販売委託者に対する前渡金及び立替金を計上しています。

また、経済受託債務に全農県本部から送金された概算金及び受託販売により生じた前受金を計上しています。

全農が県域共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、運搬費等）の計算を行い、全農より販売代金を受け取った時点において、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額をもとに経済受託債権及び経済受託債務を減少させる会計処理を行っています。

なお、決算時には、県域全体での販売実績進捗率に基づき、当組合が受け取る販売手数料を調整する会計処理を行っています。

当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 収益の計上時期の変更

販売事業の一部の取引において、従来は、代金を收受した時点で収益を認識していましたが、販売品の引き渡し時点で収益を認識する方法に変更しています。

(2) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

(3) 米穀共同計算にかかる収益認識

米穀の県域共同計算において、従来は、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算額として生産者に支払った時点で収益を認識していましたが、県域全体での販売実績進捗率に基づき収益を認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、利益剰余金の当期首残高は、33,111 千円減少しています。また、当事業年度の購買事業収益と購買事業費用が 125,219 千円減少し、販売事業収益が 4,234 千円減少しています。これにより当事業年度の事業収益が 129,453 千円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益が 4,234 千円減少しています。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 58,743 千円
(繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産額 121,393 千円)

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和 5 年 1 月に作成した総合収支計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 22,772 千円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しています。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

なお、当事業年度において、伊奈地区営農経済センターについては、主要な資産の市場価額の著しい下落により減損の兆候があると判断しましたが、減損の認識の判定において、当該資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識していません。

当組合では、主要な仮定を将来キャッシュ・フローの見積りと認識しています。将来キャッシュ・フローの見積りは、令和5年1月に作成した総合収支計画を基礎とし、翌事業年度の傾向がそれ以降も継続すると仮定して算出しております。

これらの見積りは、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、実際に将来キャッシュ・フローの金額が見積りと異なった場合には、減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸倒引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 251,149千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は191,147千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 82,840千円 機械装置 72,794千円 その他の有形固定資産 35,512千円

(2) 担保に供している資産

定期預金7,500,000千円を為替決済の担保に、定期預金2,900千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 92,074千円

(4) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は294,781千円、危険債権額は38,684千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権と貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産

更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 333,466 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成 13 年 1 月 31 日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 29,198 千円

○同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産(遊休資産及び賃貸資産)については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店や共同利用施設等については組合全体の共用資産としております。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

| 場 所 | 用 途 | 種 類 | その他 |
|------------|-------|-----------------------------|---------|
| みなみ自動車センター | 営業用店舗 | 土地・その他の無形固定資産 | |
| 東部出張所 | 営業用店舗 | 建物・土地・その他の有形固定資産・その他の無形固定資産 | |
| 旧久賀支店 | 遊休資産 | 建物・土地 | 業務外固定資産 |
| 旧十和支店 | 遊休資産 | 土地 | 業務外固定資産 |
| 米ノ井土地 | 遊休資産 | 土地 | 業務外固定資産 |
| 谷和原給油所跡地 | 遊休資産 | 土地 | 業務外固定資産 |
| 板橋低温倉庫 | 農業倉庫 | 建物 | |

② 減損損失の認識に至った経緯

みなみ自動車センターと東部出張所については当該事業所の営業収支が 2 期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産のうち、旧久賀支店・米ノ井土地・旧十和支店・谷和原給油所跡地については遊休資産とされ、早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

さらに、板橋低温倉庫については、令和 5 年度に解体を予定していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

| | | | |
|------------|----------|------------|-----------|
| 建物 | 8,017 千円 | 土地 | 14,565 千円 |
| その他の有形固定資産 | 15 千円 | その他の無形固定資産 | 174 千円 |

④ 回収可能価額の算定方法

みなみ自動車センター、東部出張所、旧久賀支店、米ノ井土地、旧十和支店、谷和原給油所跡地の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産評価額及び不動産鑑定評価額に基づき算定しています。

板橋低温倉庫の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、ゼロとして算定しています。

6. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、79.6%は住宅資金に対するものであり、当該住宅資金をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.26%上

昇したものと想定した場合には、経済価値が 243,797 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|----------|--------------|-------------|---------|
| 預金 | 78,398,918 | 78,387,965 | ▲10,953 |
| 有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 7,128,941 | 7,128,941 | — |
| 貸出金 | 22,476,509 | | |
| 貸倒引当金(*) | ▲ 251,145 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 22,225,364 | 22,401,772 | 176,408 |
| 資産計 | 107,753,224 | 107,918,679 | 165,455 |
| 貯金 | 108,025,671 | 107,986,725 | ▲38,946 |
| 負債計 | 108,025,671 | 107,986,725 | ▲38,946 |

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

す。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 |
|------|-----------|
| 外部出資 | 2,415,040 |

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-----------------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 預金 | 78,398,918 | - | - | - | - | - |
| 有価証券 | | | | | | |
| その他有価証券のうち 満期があるもの | 300,000 | 800,000 | 400,000 | 300,000 | 700,000 | 5,010,000 |
| 貸出金(*1,2) | 1,207,531 | 1,038,115 | 1,001,928 | 972,502 | 944,591 | 17,016,723 |
| 合計 | 79,906,450 | 1,838,115 | 1,401,928 | 1,272,502 | 1,644,591 | 22,026,723 |

(*1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)75,858千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等295,117千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 貯金(*1) | 100,352,386 | 3,480,353 | 3,449,690 | 480,229 | 263,012 | - |
| 合計 | 100,352,386 | 3,480,353 | 3,449,690 | 480,229 | 263,012 | - |

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

| 種類 | | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 又は償却原価 | 差額（*） |
|--|-----------|--------------|----------------|-----------|
| 貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えるも の | 債券 | | | |
| | 国債 | 988,880 | 899,565 | 89,314 |
| | 地方債 | 100,430 | 100,000 | 430 |
| | 社債 | 1,715,350 | 1,697,160 | 18,189 |
| | 小計 | 2,804,660 | 2,696,725 | 107,934 |
| 貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えない もの | 債券 | | | |
| | 国債 | 526,020 | 591,456 | ▲ 65,436 |
| | 地方債 | 354,080 | 400,000 | ▲ 45,920 |
| | 社債 | 3,444,181 | 3,775,627 | ▲ 331,446 |
| | 小計 | 4,324,281 | 4,767,083 | ▲ 442,802 |
| 合計 | 7,128,941 | 7,463,809 | ▲ 334,868 | |

※上記評価差額に繰延税金資産 92,758 千円を加えた額を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

| | 売却額 | 売却益 |
|----|-----------|-------|
| 債券 | 1,754,530 | 8,750 |
| 合計 | 1,754,530 | 8,750 |

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金又は前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|----------------|-------------|
| 期首における前払年金費用 | ▲ 40,486 千円 |
| 退職給付費用 | 13,648 千円 |
| 退職給付の支払額 | ▲ 2,262 千円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | ▲ 18,129 千円 |
| 確定給付型年金制度への拠出金 | ▲ 11,096 千円 |
| 期末における前払年金費用 | ▲ 58,327 千円 |

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|-----------|--------------|
| 退職給付債務 | 666,695 千円 |
| 特定退職金共済制度 | ▲ 435,970 千円 |
| 確定給付型年金制度 | ▲ 289,052 千円 |
| 前払年金費用 | ▲ 58,327 千円 |

④ 退職給付に関連する損益

| | |
|----------------|-----------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 13,648 千円 |
|----------------|-----------|

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 8,939 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、99,941 千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

| | |
|--------------------|--------------------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 49,837 千円 |
| 未収利息不計上 | 2,638 千円 |
| 賞与引当金 | 4,608 千円 |
| 組合員組織助成金 | 1,919 千円 |
| 未払事業税 | 4,741 千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 6,167 千円 |
| 減価償却限度超過（減損損失分） | 20,188 千円 |
| 資産除去債務 | 52,311 千円 |
| その他有価証券評価差額金 | 101,603 千円 |
| 土地減損損失 | 45,927 千円 |
| 減価償却限度超過（借地上土盛費用） | 4,740 千円 |
| グリーンパレス借地整地費用 | 2,077 千円 |
| その他 | <u>1,729 千円</u> |
| 繰延税金資産小計 | 298,492 千円 |
| 評価性引当額 | <u>▲177,099 千円</u> |
| 繰延税金資産合計（A） | 121,393 千円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | ▲8,844 千円 |
| 固定資産過大計上額（資産除去債務） | ▲37,519 千円 |
| 前払年金費用 | ▲16,156 千円 |
| 全農適格合併みなし配当 | <u>▲128 千円</u> |
| 繰延税金負債合計（B） | <u>▲62,649 千円</u> |
| 繰延税金資産の純額（A） + （B） | ▲58,743 千円 |

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

| | |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率 | 27.7% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.5% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | ▲1.7% |
| 住民税均等割額 | 1.3% |
| 評価性引当額の増減 | ▲1.5% |
| その他 | ▲0.1% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 26.2% |

10. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「第 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

11. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | |
|-------------------|--------------|
| 現金及び預金勘定 | 78,739,214 円 |
| 別段貯金、定期性預金及び譲渡性預金 | 78,134,900 円 |
| | <hr/> |
| | 604,314 円 |

剰余金処分計算書

(単位:円)

| 科目 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------|-------------|-------------|
| 当期末処分剰余金 | 302,667,228 | 464,237,097 |
| 剰余金処分別 | 121,088,097 | 194,197,623 |
| 利益準備金 | 21,000,000 | 60,000,000 |
| 任意積立金 | 87,333,940 | 112,500,000 |
| うち目的積立金 | | |
| 税効果調整積立金 | 4,833,940 | |
| 外部出資減損対応積立金 | 62,500,000 | 62,500,000 |
| 特別積立金 | 20,000,000 | 50,000,000 |
| 出資配当金 | 12,754,157 | 21,697,623 |
| 次期繰越剰余金 | 181,579,131 | 270,039,474 |

(注)

1. 出資配当金については次のとおりです。

(1) 普通出資配当の割合

| | |
|-------|-------|
| 令和3年度 | 1% |
| 令和4年度 | 1.50% |

※ただし、年度内の増資及び新規加入については、日割計算しています。

なお、自己資本の充実のうえから、支払うべき配当金は各組合員の出資予約預かり金としてお預かりを行い、出資一口(1,000円)に達した時点で出資金へ振り替えるものとします。

2. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

(単位:千円)

| 種類 | 目的及び取り崩し基準 | 積立目標額 | 当期末残高 |
|----------------|--|-----------|-----------|
| 税効果調整積立金 | 繰延税金資産(法人税等の前払部分)の剰余金処分を留保するために積立を行う。取り崩しは法人税等の繰延税金資産が回収された金額を取り崩す。 | | 19,790 |
| 財務基盤強化・施設整備積立金 | 財務に大きな影響を与える事項の顕在化並びに施設の取得及び既存施設修理整備のための支出を要したとき、相当額を取り崩す。 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 外部出資減損対応積立金 | 外部出資の減損リスクに備えるため、積立を行う。取り崩しは外部出資の減損損失発生年度に減損損失相当額の範囲内で理事会の決議により取り崩す。 | 250,000 | 187,500 |

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が次のとおり含まれています。

| | |
|-------|-------------|
| 令和3年度 | 10,000,000円 |
| 令和4年度 | 10,000,000円 |

部門別損益計算書

令和3年度

第33年度（令和3年2月1日から令和4年1月31日まで）部門別損益計算書

(単位:千円)

| 区 分 | | 計 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 共通管理費等 |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|-------------|
| 事業収益 | ① | 3,274,323 | 744,908 | 382,551 | 1,275,512 | 867,817 | 3,532 | |
| 事業費用 | ② | 1,864,333 | 87,391 | 27,172 | 991,580 | 750,939 | 7,250 | |
| 事業総利益 | ③=①-② | 1,409,989 | 657,516 | 355,379 | 283,932 | 116,878 | ▲ 3,717 | |
| 事業管理費 | ④ | 1,212,626 | 384,096 | 344,777 | 282,961 | 145,534 | 55,256 | |
| (うち減価償却費) | ⑤ | (128,536) | (458,742) | (35,430) | (28,895) | (14,142) | (4,195) | |
| (うち人件費) | ⑤' | (778,620) | (243,428) | (222,070) | (182,368) | (94,259) | (36,493) | |
| うち共通管理費 | ⑥ | | 102,877 | 79,459 | 64,802 | 31,716 | 9,409 | ▲ 288,265 |
| (うち減価償却費) | ⑦ | | (45,872) | (35,430) | (28,895) | (14,142) | (4,195) | (▲ 128,536) |
| (うち人件費) | ⑦' | | (40,826) | (31,532) | (25,716) | (12,586) | (3,734) | (▲ 114,395) |
| 事業利益 | ⑧=③-④ | 197,362 | 273,420 | 10,601 | 971 | ▲ 28,656 | ▲ 58,973 | |
| 事業外収益 | ⑨ | 61,675 | 18,995 | 17,500 | 14,638 | 7,617 | 2,923 | |
| うち共通分 | ⑩ | | 3,175 | 2,452 | 2,000 | 979 | 290 | ▲ 8,898 |
| 事業外費用 | ⑪ | 5,374 | 1,863 | 1,493 | 1,219 | 604 | 193 | |
| うち共通分 | ⑫ | | 1,559 | 1,204 | 982 | 480 | 142 | ▲ 4,368 |
| 経常利益 | ⑬=⑧+⑨-⑪ | 253,664 | 290,552 | 26,608 | 14,389 | ▲ 21,643 | ▲ 56,242 | |
| 特別損失 | ⑭ | 90,614 | 31,404 | 25,179 | 20,569 | 10,201 | 3,260 | |
| うち共通分 | ⑮ | | 26,236 | 20,264 | 16,526 | 8,088 | 2,399 | ▲ 73,515 |
| 税引前当期利益 | ⑯=⑬-⑭ | 163,049 | 259,148 | 1,428 | ▲ 6,179 | ▲ 31,845 | ▲ 59,502 | |
| 営農指導事業分 配賦額 | ⑰ | | 21,846 | 16,992 | 13,862 | 6,801 | ▲ 59,502 | |
| 営農指導事業分 配賦後税引前 当期利益 | ⑱=⑯-⑰ | 163,049 | 237,302 | ▲ 15,563 | ▲ 20,042 | ▲ 38,647 | | |

(注) ⑥、⑩、⑫、⑮は各事業に直課できない部分

1 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

管理部を除く3分割=(人員割+事業総利益+事業管理費(人件費を除く)割)÷3

(2) 営農指導事業

管理部および営農指導を除く3分割=(人員割+事業総利益割+事業管理費(人件費を除く)割)÷3

2 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

| 区 分 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 合 計 |
|--------|-------|-------|--------|---------|--------|--------|
| 共通管理費等 | 35.69 | 27.57 | 22.47 | 11.01 | 3.26 | 100.00 |
| 営農指導事業 | 36.71 | 28.56 | 23.30 | 11.43 | | 100.00 |

3 予算統制の状況

(単位:千円)

| 区 分 | 当 初 予算額 | 修正額 | 修正後 予算額c | 決算額d | 差 引 (c-d) | |
|----------------|------------|----------|-------------|-----------|--------------|-------|
| 事業管理費 | 1,430,000 | 0 | 1,430,000 | 1,212,626 | 217,373 | |
| 営農 指導 事業 | 収入a | 5,400 | 0 | 5,400 | 3,532 | 1,867 |
| | 支出b | 16,400 | 0 | 16,400 | 14,352 | 2,047 |
| | 差引(a-b) | ▲ 11,000 | 0 | ▲ 11,000 | ▲ 10,819 | ▲ 180 |

4 専属事業損益の内訳

(単位:千円)

| 区 分 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連 事業 | 生活その他 事業 | 営農指導 事業 |
|-----------------|---------|---------|------------|-------------|------------|
| 経常利益a(=⑬) | 290,552 | 26,608 | 14,389 | ▲ 21,643 | ▲ 56,242 |
| 減価償却費b(=⑤-⑦) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 共通管理費等c(=⑥-⑩+⑫) | 101,261 | 78,210 | 63,784 | 31,217 | 9,262 |
| 専属事業損益a+b+c | 391,813 | 104,819 | 78,174 | 9,573 | ▲ 46,980 |

部門別損益計算書

令和4年度

第34年度（令和4年2月1日から令和5年1月31日まで）部門別損益計算書

(単位:千円)

| 区 分 | | 計 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 共通管理費等 |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|-------------|
| 事業収益 | ① | 3,189,610 | 783,591 | 359,301 | 1,189,174 | 851,434 | 6,109 | |
| 事業費用 | ② | 1,757,523 | 88,352 | 24,769 | 893,812 | 742,458 | 8,131 | |
| 事業総利益 | ③=①-② | 1,432,086 | 695,239 | 334,532 | 295,362 | 108,975 | ▲ 2,022 | |
| 事業管理費 | ④ | 1,120,853 | 392,887 | 287,784 | 269,496 | 123,519 | 47,164 | |
| (うち減価償却費) | ⑤ | (116,294) | (45,158) | (29,101) | (26,848) | (11,704) | (3,482) | |
| (うち人件費) | ⑤' | (707,725) | (245,469) | (182,162) | (170,824) | (78,670) | (30,598) | |
| うち共通管理費 | ⑥ | | 83,684 | 53,929 | 49,752 | 21,689 | 6,452 | ▲ 215,508 |
| (うち減価償却費) | ⑦ | | (45,158) | (29,101) | (26,848) | (11,704) | (3,482) | (▲ 116,294) |
| (うち人件費) | ⑦' | | (27,256) | (17,565) | (16,204) | (7,064) | (2,101) | (▲ 70,193) |
| 事業利益 | ⑧=③-④ | 311,233 | 302,351 | 46,747 | 25,865 | ▲ 14,543 | ▲ 49,187 | |
| 事業外収益 | ⑨ | 57,257 | 19,603 | 14,671 | 13,983 | 6,490 | 2,509 | |
| うち共通分 | ⑩ | | 2,137 | 1,377 | 1,270 | 553 | 164 | ▲ 5,503 |
| 事業外費用 | ⑪ | 4,309 | 1,617 | 1,088 | 1,009 | 447 | 147 | |
| うち共通分 | ⑫ | | 1,227 | 790 | 729 | 318 | 94 | ▲ 3,160 |
| 経常利益 | ⑬=⑧+⑨-⑪ | 364,182 | 320,336 | 60,331 | 38,839 | ▲ 8,501 | ▲ 46,824 | |
| 特別利益 | ⑭ | 12,553 | 4,324 | 3,236 | 3,037 | 1,401 | 553 | |
| うち共通分 | ⑮ | | 471 | 303 | 280 | 122 | 36 | ▲ 1,213 |
| 特別損失 | ⑯ | 35,836 | 13,342 | 9,066 | 8,418 | 3,750 | 1,257 | |
| うち共通分 | ⑰ | | 9,333 | 6,014 | 5,548 | 2,419 | 719 | ▲ 24,035 |
| 税引前当期利益 | ⑱=⑬+⑭-⑯ | 340,899 | 311,318 | 54,501 | 33,458 | ▲ 10,850 | ▲ 47,528 | |
| 営農指導事業分 配賦額 | ⑲ | | 18,959 | 12,280 | 11,336 | 4,952 | ▲ 47,528 | |
| 営農指導事業分 配賦後税引前 当期利益 | ⑳=⑱-⑲ | 340,899 | 292,358 | 42,221 | 22,122 | ▲ 15,802 | | |

(注)⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

1 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

管理部を除く3分割=(人員割+事業総利益+事業管理費(人件費を除く)割)÷3

(2) 営農指導事業

管理部および営農指導を除く3分割=(人員割+事業総利益割+事業管理費(人件費を除く)割)÷3

2 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

| 区 分 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 合 計 |
|--------|-------|-------|--------|---------|--------|--------|
| 共通管理費等 | 38.83 | 25.02 | 23.09 | 10.07 | 2.99 | 100.00 |
| 営農指導事業 | 39.89 | 25.84 | 23.86 | 10.41 | | 100.00 |

3 予算統制の状況

(単位:千円)

| 区 分 | 当 初 予算額 | 修正額 | 修正後 予算額c | 決算額d | 差 引 (c-d) |
|----------|------------|--------|-------------|-----------|--------------|
| 事業管理費 | 1,420,000 | 0 | 1,420,000 | 1,120,853 | 299,147 |
| 営農 指導 | 収入a | 5,500 | 0 | 5,000 | ▲ 609 |
| 事業 | 支出b | 15,500 | 0 | 15,900 | ▲ 400 |
| 差引(a-b) | ▲ 10,000 | 0 | ▲ 10,000 | ▲ 9,791 | 209 |

4 専属事業損益の内訳

(単位:千円)

| 区 分 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連 事業 | 生活その 他 事業 | 営農指導 事業 |
|-----------------|---------|---------|------------|-----------------|------------|
| 経常利益a(=⑬) | 320,336 | 60,331 | 38,839 | ▲ 8,501 | ▲ 46,824 |
| 減価償却費b(=⑤-⑦) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 共通管理費等c(=⑥-⑩+⑫) | 82,774 | 53,342 | 16,211 | 21,454 | 6,382 |
| 専属事業損益a+b+c | 403,110 | 113,673 | 55,050 | 12,953 | ▲ 40,442 |

財務諸表等の正確性等にかかる確認

確認書

1. 私は、当JAの令和4年2月1日から令和5年1月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に準拠して適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年5月30日

茨城みなみ農業協同組合
代表理事組合長 齊藤 繁

会計監査人の監査

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、いぶき監査法人の監査を受けております。

損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 経常収益 | 3,434 | 3,508 | 3,289 | 3,274 | 3,189 |
| 信用事業収益 | 795 | 764 | 737 | 744 | 783 |
| 共済事業収益 | 443 | 420 | 406 | 382 | 359 |
| 農業関連事業収益 | 1,735 | 1,903 | 1,376 | 1,275 | 1,189 |
| その他事業収益 | 460 | 418 | 770 | 871 | 857 |
| 経常利益(又は経常損失) | 226 | 214 | 233 | 253 | 364 |
| 当期剰余金 (又は当期損失金) | 153 | 56 | 82 | 100 | 251 |
| 出資金 (出資口数) | 1,225 (1,225,013口) | 1,230 (1,230,865口) | 1,256 (1,256,791口) | 1,358 (1,358,067口) | 1,556 (1,557,020口) |
| 純資産額 | 4,375 | 4,401 | 4,443 | 4,595 | 4,639 |
| 総資産額 | 106,625 | 107,065 | 106,001 | 107,897 | 114,477 |
| 貯金等残高 | 100,118 | 100,493 | 99,496 | 101,149 | 108,025 |
| 貸出金残高 | 17,443 | 18,554 | 19,182 | 22,546 | 22,476 |
| 有価証券残高 | 5,906 | 6,075 | 6,098 | 6,349 | 7,128 |
| 剰余金配当金額 | 12 | 12 | 12 | 12 | 21 |
| 出資配当金 | 12 | 12 | 12 | 12 | 21 |
| 事業利用分当配当金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 職員数 | 217 | 208 | 190 | 181 | 174 |
| 単体自己資本比率 | 10.66% | 10.41% | 10.48% | 12.57% | 13.29% |

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いは行っていません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:百万円、%)

| 項目 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増減 |
|--------------------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 資金運用収支 | 697 | 724 | 27 |
| 役務取引等収支 | 14 | 15 | 1 |
| その他信用事業収支 | ▲ 53 | ▲ 44 | 9 |
| 信用事業粗利益 (信用事業粗利益率) | 657 (1.38%) | 751 (0.70%) | 94 (▲ 0.68%) |
| 事業粗利益 (事業粗利益率) | 1,515 1.40% | 1,527 1.33% | 12 ▲ 0.07% |
| 事業純益 | 303 | 406 | 103 |
| 実質事業純益 | 303 | 406 | 103 |
| コア事業純益 | 302 | 397 | 95 |
| コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。) | 231 | 397 | 166 |

3. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

| 項目 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | |
|-----------|---------|-----|-------|---------|-----|-------|
| | 平均残高 | 利息 | 利回り | 平均残高 | 利息 | 利回り |
| 資金運用勘定 | 101,276 | 706 | 0.70% | 105,691 | 732 | 0.69% |
| うち預金 | 73,920 | 431 | 0.58% | 76,407 | 450 | 0.59% |
| うち有価証券 | 6,012 | 70 | 1.16% | 6,605 | 76 | 1.15% |
| うち貸出金 | 21,343 | 203 | 0.95% | 22,678 | 205 | 0.90% |
| 資金調達勘定 | 101,742 | 8 | 0.01% | 105,895 | 8 | 0.01% |
| うち貯金・定期積金 | 101,201 | 5 | 0.00% | 105,354 | 5 | 0.00% |
| うち借入金 | 541 | 0 | 0.00% | 541 | 0 | 0.00% |
| 経費率 | | | 0.37% | | | 0.26% |
| 総資金利ざや | | | 0.34% | | | 0.42% |

(注)

1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価(資金調達利回り+経費率)
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金等奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

| 項目 | 令和3年度増減額 | 令和4年度増減額 |
|-----------|----------|----------|
| 受取利息 | 5 | 26 |
| うち預金 | 2 | 18 |
| うち有価証券 | ▲ 4 | 6 |
| うち貸出金 | 6 | 1 |
| 支払利息 | ▲ 11 | 0 |
| うち貯金・定期積金 | ▲ 11 | 0 |
| うち譲渡性貯金 | 0 | 0 |
| うち借入金 | 0 | 0 |
| 差引 | 16 | 26 |

(注)

1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金等奨励金が含まれています。

経営諸指標

1. 利益率

(単位: %)

| 項目 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増減 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 総資産経常利益率 | 0.23% | 0.31% | 0.08% |
| 資本経常利益率 | 5.86% | 7.84% | 1.98% |
| 総資産当期純利益率 | 0.09% | 0.21% | 0.12% |
| 資本当期純利益率 | 2.33% | 5.41% | 3.08% |

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率
 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

2. 貯貸率・貯証率

(単位: %)

| 区分 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 増減 |
|-----|------|--------|--------|---------|
| 貯貸率 | 期末 | 22.29% | 20.80% | ▲ 1.49% |
| | 期中平均 | 21.09% | 21.52% | 0.43% |
| 貯証率 | 期末 | 6.27% | 6.59% | 0.32% |
| | 期中平均 | 5.94% | 6.26% | 0.32% |

- (注) 1. 貯貸率(期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率(期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

3. 職員一人当たり及び一店舗当たりの指標

(単位: 百万円)

| 項目 | | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|---------------|--------|--------|
| 信用事業 | 一職員当たり貯金残高 | 3,211 | 3,205 |
| | 一店舗当たり貯金残高 | 10,114 | 10,802 |
| | 一職員当たり貸出金残高 | 2,749 | 2,809 |
| | 一店舗当たり貸出金残高 | 2,254 | 2,247 |
| 共済事業 | 一職員当たり長期共済保有高 | 7,042 | 7,509 |
| | 一店舗当たり長期共済保有高 | 22,957 | 22,152 |
| 経済事業 | 一職員当たり購買品供給高 | 45 | 47 |
| | 一職員当たり販売品販売高 | 49 | 55 |

- (注) 各事業の職員数は担当職員数、また店舗数は業務を実施している本・支店(所)、事業所等の数で計算しております。

貸倒引当金の期末残高及び貸出金償却の額

貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位:百万円)

| 区 分 | 令和3年度 | | | | 令和4年度 | | | | | |
|---------|----------|-----------|-------|-----|----------|----------|-----------|-------|-----|-----|
| | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 |
| 個別貸倒引当金 | 254 | 255 | 0 | 254 | 255 | 255 | 250 | 2 | 253 | 250 |
| 合 計 | 254 | 255 | 0 | 254 | 255 | 255 | 250 | 2 | 253 | 250 |

貸出金償却の額

(単位:百万円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|-------|-------|
| 貸出金償却額 | 0 | 0 |

(注)貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用事業(貯金に関する指標)

科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

| 種 類 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 平均残高 増減 |
|--------|---------|------|---------|--------|------------|
| | 平均残高 | 構成比 | 平均残高 | 構成比 | |
| 流動性貯金 | 45,628 | | 48,908 | 46.4% | 3,280 |
| 定期性貯金 | 55,572 | | 56,445 | 53.6% | 873 |
| その他の貯金 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 |
| 小 計 | 101,201 | | 105,353 | 100.0% | 4,152 |
| 譲渡性貯金 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 |
| 合 計 | 101,201 | | 105,353 | 100.0% | 4,152 |

(注)1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

定期貯金残高

(単位:百万円、%)

| 種 類 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 残高増減 |
|----------|--------|-------|--------|-------|-------|
| | 残 高 | 構成比 | 残 高 | 構成比 | |
| 定期貯金 | 52,404 | 98.8% | 57,182 | 99.1% | 4,778 |
| うち固定金利定期 | 52,394 | 99.9% | 57,172 | 99.9% | 4,778 |
| うち変動金利定期 | 10 | 0.0% | 10 | 0.0% | 0 |

(注)1. 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

信用事業(貸出金等に関する指標)

科目別貸出金平均残高

(単位:百万円、%)

| 種 類 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 平均残高 増減 |
|--------|--------|--------|--------|--------|------------|
| | 平均残高 | 構成比 | 平均残高 | 構成比 | |
| 手形貸付金 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 |
| 証書貸付金 | 20,709 | 97.0% | 22,254 | 98.1% | 1,545 |
| 当座貸越 | 81 | 0.4% | 81 | 0.4% | 0 |
| 割引手形 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 |
| 金融機関貸付 | 553 | 2.6% | 342 | 1.5% | ▲ 211 |
| 合 計 | 21,343 | 100.0% | 22,678 | 100.0% | 1,335 |

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

| 種 類 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 残高増減 |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | 残 高 | 構成比 | 残 高 | 構成比 | |
| 固定金利貸出 | 10,234 | 45.4% | 9,663 | 42.9% | ▲ 571 |
| 変動金利貸出 | 12,077 | 53.6% | 12,608 | 56.0% | 530 |
| その他 | 233 | 1.0% | 205 | 0.9% | ▲ 28 |
| 合 計 | 22,546 | 100.0% | 22,476 | 100.0% | ▲ 69 |

(注)「その他」は当座貸越、無利息等の固定、変動の区分がないもの

貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

| 種 類 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増 減 |
|------------|--------|--------|-------|
| 貯金・定期積金等 | 51 | 30 | ▲ 21 |
| 有価証券 | 0 | 0 | 0 |
| 動産 | 0 | 0 | 0 |
| 不動産 | 7,176 | 6,753 | ▲ 423 |
| その他担保 | 64 | 60 | ▲ 4 |
| 小 計 | 7,293 | 6,844 | ▲ 449 |
| 農業信用基金協会保証 | 11,231 | 12,051 | 820 |
| その他保証 | 0 | 0 | 0 |
| 小 計 | 11,231 | 12,051 | 820 |
| 信用 | 4,021 | 3,504 | ▲ 517 |
| 合 計 | 22,546 | 22,400 | ▲ 146 |

債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はございません。

貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

| 種 類 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 残高増減 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | 残 高 | 構成比 | 残 高 | 構成比 | |
| 設備資金 | 18,509 | 82.1% | 18,095 | 80.5% | ▲ 414 |
| 運転資金 | 4,034 | 17.9% | 4,377 | 19.5% | 343 |
| 合 計 | 22,546 | 100.0% | 22,476 | 100.0% | ▲ 70 |

貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

| 種 類 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 残高増減 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | 残 高 | 構成比 | 残 高 | 構成比 | |
| 農業 | 551 | 2.4% | 512 | 2.2% | ▲ 39 |
| 林業 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 |
| 水産業 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 |
| 製造業 | 2,308 | 10.2% | 2,262 | 10.0% | ▲ 45 |
| 鉱業 | 92 | 0.4% | 138 | 0.6% | 46 |
| 建設業 | 1,318 | 5.9% | 1,365 | 6.0% | 46 |
| 不動産業 | 449 | 2.0% | 426 | 1.8% | ▲ 23 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 235 | 1.0% | 225 | 1.0% | ▲ 10 |
| 運輸・通信業 | 1,335 | 5.9% | 1,346 | 5.9% | 11 |
| 卸売・小売業・飲食店 | 528 | 2.3% | 544 | 2.4% | 15 |
| サービス業 | 4,184 | 18.6% | 4,147 | 18.4% | ▲ 37 |
| 金融・保険業 | 897 | 4.0% | 703 | 3.1% | ▲ 193 |
| 地方公共団体 | 3,269 | 14.5% | 3,043 | 13.5% | ▲ 226 |
| その他 | 7,374 | 32.7% | 7,760 | 34.5% | 386 |
| 合 計 | 22,546 | 100.0% | 22,476 | 100.0% | ▲ 69 |

主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:百万円)

| 種 類 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増 減 |
|----------|-------|-------|------|
| 農業 | | | 0 |
| 穀作 | 92 | 65 | ▲ 27 |
| 野菜・園芸 | 24 | 28 | 4 |
| 果樹・樹園農業 | 12 | 20 | 8 |
| 工芸作物 | 0 | 0 | 0 |
| 養豚・肉牛・酪農 | 0 | 5 | 5 |
| 養鶏・養卵 | 0 | 0 | 0 |
| 養蚕 | 0 | 0 | 0 |
| その他農業 | 142 | 138 | ▲ 4 |
| 農業関連団体等 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 272 | 259 | ▲ 13 |

(注)1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、前記『貸出金の業種別残高』の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

| 種 類 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増 減 |
|---------|-------|-------|------|
| プロパー資金 | 271 | 258 | ▲ 13 |
| 農業制度資金 | 1 | 1 | 0 |
| 農業近代化資金 | 0 | 0 | 0 |
| その他制度資金 | 1 | 1 | 0 |
| 合計 | 272 | 259 | ▲ 13 |

(注)1. 「プロパー資金」とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 「農業制度資金」には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. 「その他制度資金」には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はございません。

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位:百万円)

| 債権区分 | 債権額 | 保全額 | | | | |
|-------------------|-------|--------|----|----|----|----|
| | | 担保 | 保証 | 引当 | 合計 | |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 令和3年度 | 288 | 7 | 25 | - | 33 |
| | 令和4年度 | 294 | 6 | 37 | - | 43 |
| 危険債権 | 令和3年度 | 24 | - | 2 | - | 2 |
| | 令和4年度 | 38 | - | 37 | - | 37 |
| 要管理債権 | 令和3年度 | 2 | 2 | - | - | 2 |
| | 令和4年度 | - | - | - | - | - |
| 三月以上延滞債権 | 令和3年度 | 2 | 2 | - | - | 2 |
| | 令和4年度 | - | - | - | - | - |
| 貸出条件緩和債権 | 令和3年度 | - | - | - | - | - |
| | 令和4年度 | - | - | - | - | - |
| 小計 | 令和3年度 | 315 | 11 | 27 | - | 39 |
| | 令和4年度 | 333 | 6 | 74 | 0 | 80 |
| 正常債権 | 令和3年度 | 22,245 | | | | |
| | 令和4年度 | 22,155 | | | | |
| 合計 | 令和3年度 | 22,561 | | | | |
| | 令和4年度 | 22,489 | | | | |

(注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に付した債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はございません。

信用事業(内国為替取扱実績)

(単位:千件、百万円)

| 種 類 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | |
|---------|-------|--------|--------|-------|-------|
| | 仕 向 | 被 仕 向 | 仕 向 | 被 仕 向 | |
| 送金・振込為替 | 件 数 | 10,457 | 95,367 | 880 | 5,115 |
| | 金 額 | 17,941 | 23,305 | 701 | 1,518 |
| 代金取立為替 | 件 数 | 2 | - | 0 | 0 |
| | 金 額 | 18 | - | 0 | 0 |
| 雑 為 替 | 件 数 | 1,628 | 516 | 130 | 37 |
| | 金 額 | 2,197 | 720 | 102 | 52 |
| 合 計 | 件 数 | 12,087 | 95,883 | 1,010 | 5,152 |
| | 金 額 | 20,156 | 24,025 | 803 | 1,571 |

信用事業(有価証券に関する指標)

種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

| 種 類 | 令和3年度 | 令和4年度 | 増 減 |
|----------|-------|-------|------|
| 国債 | 1,173 | 1,389 | 216 |
| 地方債 | 490 | 435 | ▲ 55 |
| 政府保証債 | 0 | 0 | 0 |
| 金融債 | 0 | 0 | 0 |
| 短期社債 | 0 | 0 | 0 |
| 社債 | 4,347 | 4,779 | 432 |
| 株式 | 0 | 0 | 0 |
| その他の有価証券 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 6,012 | 6,605 | 593 |

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はございません。

信用事業(有価証券等の時価情報等)

有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位:百万円)

| | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|----------|----------|-----------------|----------|-----------------|
| | 貸借対照表計上額 | 当年度の損益に含まれた評価差額 | 貸借対照表計上額 | 当年度の損益に含まれた評価差額 |
| 売買目的有価証券 | — | — | — | — |

[満期保有目的の債券]

(単位:百万円)

| | 種類 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | |
|-------------------|----|----------|-----|----|----------|-----|----|
| | | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差額 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 社債 | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | | — | — | — | — | — | — |

[その他有価証券]

(単位:百万円)

| | 種類 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | |
|----------------------------|-----|----------|------------|------|----------|------------|-------|
| | | 貸借対照表計上額 | 取得原価又は償却原価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 取得原価又は償却原価 | 差額 |
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの | 債券 | | | | | | |
| | 国債 | 1,024 | 899 | 124 | 988 | 899 | 89 |
| | 地方債 | 201 | 199 | 1 | 100 | 100 | 0 |
| | 社債 | 3,360 | 3,292 | 67 | 1,715 | 1,697 | 18 |
| | 小計 | 4,586 | 4,392 | 194 | 2,804 | 2,696 | 107 |
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの | 債券 | | | | | | |
| | 国債 | 392 | 398 | ▲ 6 | 526 | 591 | ▲ 65 |
| | 地方債 | 295 | 300 | ▲ 4 | 354 | 400 | ▲ 45 |
| | 社債 | 1,075 | 1,100 | ▲ 24 | 3,444 | 3,775 | ▲ 331 |
| | 小計 | 1,763 | 1,798 | ▲ 35 | 4,324 | 4,767 | ▲ 442 |
| 合計 | | 6,349 | 6,190 | 158 | 7,128 | 7,463 | ▲ 334 |

金銭の信託の時価情報

該当する取引はございません。

デリバティブ取引・金融等デリバティブ取引・有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はございません。

共済事業

長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位:百万円)

| 種 類 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|---------|--------|---------|--------|---------|
| | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 終身共済 | 2,000 | 65,580 | 1,159 | 61,117 |
| 定期生命共済 | 180 | 939 | 784 | 1,660 |
| 養老生命共済 | 188 | 23,421 | 283 | 19,965 |
| うちこども共済 | 122 | 6,166 | 88 | 5,733 |
| 医療共済 | 1 | 427 | 0 | 383 |
| がん共済 | 0 | 89 | 0 | 84 |
| 定期医療共済 | 0 | 450 | 0 | 431 |
| 介護共済 | 190 | 1,337 | 139 | 1,461 |
| 年金共済 | 0 | 60 | 0 | 50 |
| 建物 | 10,992 | 137,271 | 10,192 | 136,374 |
| 合 計 | 13,553 | 229,576 | 12,560 | 221,529 |

(注) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

医療系共済の入院共済金額保有高

(単位:百万円)

| 種 類 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|--------|-------|-----|-------|-----|
| | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 医療共済 | 0 | 24 | 0 | 22 |
| | 67 | 82 | 55 | 148 |
| がん共済 | 0 | 4 | 0 | 5 |
| 定期医療共済 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 67 | 110 | 55 | 175 |

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位:百万円)

| 種 類 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|---------------|-------|-------|-------|-------|
| | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 介護共済 | 245 | 1,711 | 171 | 1,828 |
| 認知症共済 | 0 | 0 | 0 | 112 |
| 生活障害共済(一時金型) | 124 | 559 | 338 | 851 |
| 生活障害共済(定期年金型) | 4 | 17 | 3 | 19 |
| 特定重度疾病共済 | 96 | 164 | 162 | 311 |
| 合 計 | 469 | 2,451 | 674 | 3,121 |

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

年金共済の年金保有高

(単位:百万円)

| 種 類 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 年金開始前 | 201 | 1,186 | 49 | 1,147 |
| 年金開始後 | 0 | 673 | 0 | 674 |
| 合 計 | 201 | 1,860 | 49 | 1,822 |

(注) 「金額」欄は、年金年額について記載しています。

短期共済新契約高

(単位:百万円)

| 種 類 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|----------|--------|-----|--------|-----|
| | 金額 | 掛金 | 金額 | 掛金 |
| 火災共済 | 8,832 | 9 | 8,736 | 8 |
| 自動車共済 | | 262 | | 257 |
| 傷害共済 | 23,541 | 1 | 23,943 | 1 |
| 団体定期生命共済 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 定額定期生命共済 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 賠償責任共済 | | 0 | | 0 |
| 自賠償共済 | | 24 | | 23 |
| 合 計 | | 297 | | 291 |

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

購買事業

買取購買品取扱実績

(単位:百万円)

| 種 類 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | |
|------|---------|----------|-------|----------|----|
| | 供給高 | 粗収益(手数料) | 供給高 | 粗収益(手数料) | |
| 生産資材 | 肥料 | 276 | 46 | 359 | 63 |
| | 飼料 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 農業機械 | 219 | 35 | 179 | 29 |
| | 農薬 | 211 | 21 | 217 | 22 |
| | 自動車 | 38 | 2 | 51 | 2 |
| | 燃料 | 162 | 5 | 181 | 7 |
| | 保温資材 | 22 | 1 | 25 | 2 |
| | 包装資材 | 34 | 4 | 29 | 3 |
| | 建築資材 | 3 | 0 | 1 | 0 |
| | 種苗・素畜 | 70 | 9 | 67 | 8 |
| | その他生産資材 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 小計 | 1,041 | 126 | 1,116 | 140 | |
| 生活物資 | 米 | 5 | 0 | 4 | 0 |
| | 生鮮食品 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般食品 | 35 | 6 | 33 | 6 |
| | 耐久消費財 | 189 | 14 | 140 | 13 |
| | 衣料品 | 1 | 0 | 2 | 0 |
| | 日用保健雑貨 | 31 | 2 | 24 | 2 |
| | 家庭燃料 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他生活物資 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 小計 | 264 | 24 | 204 | 22 | |
| 合 計 | 1,305 | 150 | 1,320 | 162 | |

販売事業

受託販売品取扱実績

(単位:百万円)

| 種 類 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|------------|-------|-----|-------|-----|
| | 取扱高 | 手数料 | 取扱高 | 手数料 |
| 米 | 1,162 | 49 | 1,281 | 44 |
| 麦 | 18 | 2 | 23 | 2 |
| 大豆 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 野菜 | 159 | 1 | 145 | 1 |
| 花き・花木 | 13 | 0 | 16 | 0 |
| 直売所・インショップ | 244 | 34 | 250 | 35 |
| 合 計 | 1,598 | 88 | 1,716 | 84 |

買取販売品取扱実績

(単位:百万円)

| 種 類 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 販売高 | 粗収益 | 販売高 | 粗収益 |
| 買取米 | 44 | 25 | 57 | 32 |
| 合 計 | 44 | 25 | 57 | 32 |

保管事業取扱実績

(単位:百万円)

| 項 目 | | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 収 | 保管料 | 23 | 28 |
| | その他 | 6 | 8 |
| 益 | 計 | 30 | 37 |
| 費 | 保管材料費 | 0 | 0 |
| | その他費用 | 0 | 1 |
| 用 | 計 | 0 | 2 |
| | 差 引 | 30 | 34 |

加工事業取扱実績

該当する取引はございません。

利用事業取扱実績

(単位:百万円)

| 項 目 | | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|--------|-------|-------|
| 収 入 | 乾燥施設 | 44 | 41 |
| | 葬祭事業 | 306 | 296 |
| | 結婚式場 | 1 | - |
| | 育苗事業 | 59 | 56 |
| | 倉庫利用 | 0 | 0 |
| | 生活利用事業 | 2 | 1 |
| | 食堂 | 4 | 4 |
| | 売店 | 65 | 64 |
| | その他 | 0 | 0 |
| | 計 | 482 | 465 |
| 支 出 | 乾燥施設 | 16 | 21 |
| | 葬祭事業 | 270 | 262 |
| | 結婚式場 | 0 | - |
| | 育苗事業 | 35 | 32 |
| | 倉庫利用 | 0 | 0 |
| | 生活利用事業 | 1 | 1 |
| | 食堂 | 1 | 4 |
| | 売店 | 48 | 54 |
| | その他 | 0 | 60 |
| 計 | 374 | 378 | |
| 差 引 | | 108 | 87 |

宅地等供給事業取扱実績

(単位:百万円)

| 項 目 | | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|-------|-------|-------|
| 収 益 | 供給手数料 | 6 | 2 |
| | 供給雑収入 | 0 | 0 |
| | その他 | 1 | 0 |
| 計 | | 8 | 2 |
| 費 用 | 供給費 | 0 | 0 |
| | 供給雑費 | 0 | 0 |
| | その他 | 1 | 0 |
| | 計 | 1 | 0 |
| 差 引 | | 7 | 2 |

直売事業(直売所・インショップ等)取扱実績

(単位:百万円)

| 項 目 | | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|----------------|-------|-------|
| 取扱高 | 生産者からの受託販売高 | 244 | 250 |
| | その他商品の買取売上高 | 104 | 114 |
| | その他商品の受託売上高 | 49 | 49 |
| | 計 | 397 | 415 |
| 収益 | 生産者からの手数料(※) | 34 | 35 |
| | その他商品の買取売上高(※) | 104 | 114 |
| | その他商品の手数料(※) | 9 | 9 |
| | その他 | 0 | 0 |
| | 計 | 147 | 160 |
| 費用 | その他商品の買取仕入高 | 84 | 91 |
| | その他費用 | 0 | 0 |
| | 計 | 84 | 91 |
| 差 引 | | 63 | 69 |

(注)※の項目は販売事業にも記載しています。

その他の事業取扱実績

(単位:百万円)

| 項 目 | | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 収 益 | 直売事業 | 113 | 113 |
| | その他収益 | 0 | 0 |
| | 計 | 113 | 113 |
| 費 用 | 直売事業 | 84 | 84 |
| | その他費用 | 0 | 0 |
| | 計 | 84 | 84 |
| 差 引 | | 28 | 28 |

指導事業取扱実績

(単位:百万円)

| 項 目 | | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 収 益 | 賦課金 | 0 | - |
| | 実費収入 | 3 | - |
| | 計 | 3 | - |
| 費 用 | 営農改善費 | 6 | - |
| | 生活改善費 | 1 | - |
| | 教育広報費 | 5 | - |
| | 農政活動費 | 0 | - |
| | 計 | 14 | - |
| 差 引 | | ▲ 10 | - |

自己資本の充実 の状況編

金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。
よって、合計が一致しない場合があります。

自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

| 項 目 | 令和4年度 | 令和3年度 |
|--|-------|-------|
| コア資本にかかる基礎項目 | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額 | 4,483 | 4,050 |
| うち、出資金及び資本準備金の額 | 1,556 | 1,358 |
| うち、再評価積立金の額 | 0 | 0 |
| うち、利益剰余金の額 | 2,960 | 2,712 |
| うち、外部流出予定額(△) | 21 | 12 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | 11 | 7 |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 0 | 0 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 0 | 0 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | 0 | 0 |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 0 | 0 |
| うち、回転出資金の額 | 0 | 0 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | 0 | 0 |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 0 | 0 |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 46 | 78 |
| コア資本にかかる基礎項目の額(イ) | 4,530 | 4,129 |
| コア資本にかかる調整項目 | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額 | 9 | 10 |
| うち、のれんに係るものの額 | 0 | 0 |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額 | 9 | 10 |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | 0 | 0 |
| 適格引当金不足額 | 0 | |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | 0 | 0 |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | 0 | 0 |
| 前払年金費用の額 | 41 | 29 |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | 0 | 0 |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | 0 | 0 |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | 0 | 0 |

(単位:百万円、%)

| 項 目 | 令和4年度 | 令和3年度 |
|---------------------------------------|--------|--------|
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額 | 0 | 0 |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | 0 | 0 |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | 0 | 0 |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | 0 | 0 |
| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 | 0 | 0 |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | 0 | 0 |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | 0 | 0 |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | 0 | 0 |
| コア資本に係る調整項目の額（ロ） | 51 | 39 |
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ） | 4,478 | 4,089 |
| リスク・アセット等 | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 31,104 | 29,734 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | 197 | ▲ 48 |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | ▲ 315 | ▲ 631 |
| うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額 | 513 | 583 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | 0 | 0 |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | 2,586 | 2,783 |
| 信用リスク・アセット調整額 | 0 | 0 |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | 0 | 0 |
| リスク・アセット等の額の合計額（二） | 33,691 | 32,517 |
| 自己資本比率 | | |
| 自己資本比率（（ハ）／（二）） | 13.29% | 12.57% |

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

| 信用リスク・アセット | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | |
|--|-------------------|----------------|-------------------|-------------------|----------------|-------------------|
| | エクスポージャー の期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% | エクスポージャー の期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% |
| 現金 | 393 | 0 | 0 | 340 | 0 | 0 |
| 我が国の中央政府及び 中央銀行向け | 1,303 | 0 | 0 | 1,496 | 0 | 0 |
| 外国の中央政府及び 中央銀行向け | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 国際決済銀行等向け | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 我が国の地方公共団体向け | 3,778 | 0 | 0 | 3,560 | 0 | 0 |
| 外国の中央政府等以外の公共 部門向け | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 国際開発銀行向け | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地方公共団体金融機構向け | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 我が国の政府関係機関向け | 0 | 0 | 0 | 10 | 1 | 0 |
| 地方三公社向け | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け | 73,111 | 14,622 | 584 | 78,920 | 15,784 | 631 |
| 法人等向け | 4,354 | 2,042 | 81 | 5,419 | 2,601 | 104 |
| 中小企業等向け及び 個人向け | 159 | 33 | 1 | 142 | 28 | 1 |
| 抵当権付住宅ローン | 6,353 | 2,218 | 88 | 5,975 | 2,085 | 83 |
| 不動産取得等事業向け | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 三月以上延滞等 | 265 | 6 | 0 | 258 | 4 | 0 |
| 取立未済手形 | 8 | 1 | 0 | 6 | 1 | 0 |
| 信用保証協会等保証付 | 11,247 | 1,117 | 44 | 12,067 | 1,200 | 48 |
| 株式会社地域経済活性化支援 機構等による保証付 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 共済約款貸付 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 出資等 | 557 | 557 | 22 | 557 | 557 | 22 |
| (うち出資等のエクスポ ージャー) | 557 | 557 | 22 | 557 | 557 | 22 |
| (うち重要な出資のエク スポージャー) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 上記以外 | 5,823 | 7,919 | 316 | 5,724 | 8,643 | 345 |
| (うち他の金融機関等の対 象資本等調達手段のうち対 象普通出資等及びその他外 部TLAC関連調達手段に該 当するもの以外のものに係 るエクスポージャー) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (うち農林中央金庫又は農 業協同組合連合会の対象資 本調達手段に係るエク スポージャー) | 2,278 | 5,696 | 227 | 2,068 | 5,170 | 206 |
| (うち特定項目のうち調整項 目に算入されない部分に係 るエクスポージャー) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (うち総株主等の議決権の 百分の十を超える議決権を 保有している他の金融機関 等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエク スポージャー) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (うち総株主等の議決権の 百分の十を超える議決権を 保有していない他の金融機 関等に係るその他外部TLA C関連調達手段に係る5% 基準額を上回る部分に係る エクスポージャー) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (うち上記以外のエクスポ ージャー) | 3,544 | 2,223 | 88 | 3,656 | 3,473 | 138 |
| 証券化 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (うちSTC要件適用分) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (うち非STC適用分) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 再証券化 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(単位:百万円)

| 信用リスク・アセット | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | |
|---|------------------------------------|----------------|-------------------|------------------------------------|----------------|-------------------|
| | エクスポージャー の期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% | エクスポージャー の期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% |
| リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (うちルックスルー方式) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (うちマンドート方式) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (うち蓋然性方式250%) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (うち蓋然性方式400%) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (うちフォールバック方式) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 経過措置によりリスク・アセット の額に算入されるものの額 | - | 583 | 23 | - | 513 | 20 |
| 他の金融機関等の対象資本調 達手段に係るエクスポージャー に係る経過措置によりリスク・ア セットの額に算入されなかった ものの額(△) | - | 631 | 25 | - | 315 | 12 |
| 標準的手法を適用するエクスポ ージャー別計 | 107,356 | 29,734 | 1,189 | 114,479 | 31,104 | 1,244 |
| CVAリスク相当額÷8% | - | 0 | 0 | - | 0 | 0 |
| 中央清算機関関連エクスポ ージャー | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計(信用リスク・アセットの額) | 107,356 | 29,734 | 1,189 | 114,479 | 30,104 | 1,244 |
| オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法> | オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a | | 所要自己資本額 b=a×4% | オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a | | 所要自己資本額 b=a×4% |
| | | 2,783 | 111 | | 2,586 | 103 |
| 所要自己資本額計 | リスク・アセット等(分母)計 a | | 所要自己資本額 b=a×4% | リスク・アセット等(分母)計 a | | 所要自己資本額 b=a×4% |
| | | 32,517 | 1,300 | | 33,691 | 1,347 |

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことであります。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>
(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

信用リスクに関する事項

標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適格格付機関 |
|----------------------------------|
| 株式会社格付投資情報センター(R&I) |
| 株式会社日本格付研究所(JCR) |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's) |
| S&Pグローバル・レーティング(S&P) |
| フィッチレーティングスリミテッド(Fitch) |

(イ)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

| エクスポージャー | 適格格付機関 | カントリーリスク・スコア |
|-----------------------|----------------------------------|--------------|
| 金融機関向けエクスポージャー | | 日本貿易保険 |
| 法人等向けエクスポージャー (長期) | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |
| 法人等向けエクスポージャー (短期) | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |

信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

| | 令和3年度 | | | | | 令和4年度 | | | | |
|------------|----------------------|--------|--------|------------|----------------|----------------------|--------|--------|------------|----------------|
| | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | うち店頭デリバティブ | 三月以上延滞エクスポージャー | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | うち店頭デリバティブ | 三月以上延滞エクスポージャー |
| 国内 | 107,356 | 22,611 | 6,209 | 0 | 265 | 114,479 | 22,534 | 7,483 | 0 | 258 |
| 国外 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域別残高計 | 107,356 | 22,611 | 6,209 | 0 | 265 | 114,479 | 22,534 | 7,483 | 0 | 258 |
| 法人 | 農業 | 60 | 60 | 0 | 0 | 63 | 63 | 0 | 0 | 0 |
| | 林業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 水産業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 製造業 | 200 | 0 | 500 | 0 | 0 | 600 | 0 | 600 | 0 |
| | 鉱業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 建設・不動産業 | 798 | 0 | 798 | 0 | 0 | 798 | 0 | 798 | 0 |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1,303 | 0 | 1,303 | 0 | 0 | 1,505 | 0 | 1,505 | 0 |
| | 運輸・通信業 | 800 | 0 | 800 | 0 | 0 | 1,096 | 0 | 1,096 | 0 |
| | 金融・保険業 | 75,898 | 421 | 600 | 0 | 0 | 81,695 | 210 | 801 | 0 |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 1,248 | 290 | 400 | 0 | 240 | 1,515 | 283 | 674 | 0 |
| | 日本国政府・地方公共団体 | 5,080 | 3,276 | 1,804 | 0 | 0 | 5,046 | 3,048 | 1,997 | 0 |
| | 上記以外 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 10 | 0 |
| | 個人 | 18,563 | 18,563 | 0 | 0 | 25 | 18,927 | 18,927 | 0 | 0 |
| その他 | 3,101 | 0 | 0 | 0 | - | 3,219 | 0 | 0 | 0 | - |
| 業種別残高計 | 107,356 | 22,611 | 6,209 | 0 | 265 | 114,479 | 22,534 | 7,483 | 0 | 258 |
| 1年以下 | 73,290 | 84 | 602 | 0 | | 78,798 | 100 | 301 | 0 | |
| 1年超3年以下 | 1,597 | 493 | 1,104 | 0 | | 1,484 | 283 | 1,200 | 0 | |
| 3年超5年以下 | 888 | 291 | 597 | 0 | | 1,237 | 233 | 1,003 | 0 | |
| 5年超7年以下 | 710 | 307 | 402 | 0 | | 1,117 | 427 | 689 | 0 | |
| 7年超10年以下 | 1,712 | 509 | 1,203 | 0 | | 1,729 | 417 | 1,311 | 0 | |
| 10年超 | 22,806 | 20,507 | 2,299 | 0 | | 23,616 | 20,638 | 2,977 | 0 | |
| 期限の定めのないもの | 6,350 | 418 | 0 | 0 | | 6,496 | 432 | 0 | 0 | |
| 残存期間別残高計 | 107,356 | 22,611 | 6,209 | 0 | | 114,479 | 22,534 | 7,483 | 0 | |
| 平均残高計 | 107,724 | 21,405 | 6,017 | 0 | | 106,108 | 22,730 | 6,609 | 0 | |

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

| 区分 | 令和3年度 | | | | 令和4年度 | | | | |
|---------|-------|-------|-------|-----|-------|------|-------|-------|-----|
| | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 |
| 一般貸倒引当金 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | 0 | — | 0 | — |
| 個別貸倒引当金 | 254 | 255 | — | 254 | 255 | 0 | 0 | 0 | 250 |

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

| 区分 | 令和3年度 | | | | | | 令和4年度 | | | | | | |
|------|----------------|-------|-------|-----|------|-------|-------|-------|-------|-----|------|-------|---|
| | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 貸出金償却 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 貸出金償却 | |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | | 目的使用 | その他 | | | |
| 国内 | 254 | 0 | 0 | 0 | 255 | | 255 | 0 | 0 | 0 | 250 | | |
| 国外 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 地域別計 | 254 | 0 | 0 | 0 | 255 | | 255 | 0 | 0 | 0 | 250 | | |
| 法人 | 農業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 林業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 水産業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 製造業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 鉱業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 建設・不動産業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 運輸・通信業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 金融・保険業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 240 | 0 | 0 | 0 | 240 | 0 | 240 | 0 | 0 | 0 | 240 | 0 |
| | 日本国政府・地方公共団体 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 上記以外 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 個人 | 14 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 |
| | 業種別計 | 254 | 0 | 0 | 0 | 255 | 0 | 255 | 0 | 0 | 0 | 250 | 0 |

(注)貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

| | | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | |
|---|--------------|-------|---------|---------|-------|---------|---------|
| | | 格付あり | 格付なし | 計 | 格付あり | 格付なし | 計 |
| 信用 リ 勘 案 後 削 減 高 効 果 | リスク・ウエイト0% | 0 | 5,686 | 5,686 | 0 | 5,573 | 5,573 |
| | リスク・ウエイト2% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | リスク・ウエイト4% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | リスク・ウエイト10% | 0 | 11,172 | 11,172 | 0 | 12,011 | 12,011 |
| | リスク・ウエイト20% | 700 | 73,190 | 73,891 | 600 | 78,992 | 79,593 |
| | リスク・ウエイト35% | 0 | 6,337 | 6,337 | 0 | 5,959 | 5,959 |
| | リスク・ウエイト50% | 3,503 | 262 | 3,765 | 4,675 | 546 | 5,221 |
| | リスク・ウエイト75% | 0 | 29 | 29 | 0 | 24 | 24 |
| | リスク・ウエイト100% | 100 | 5,099 | 5,199 | 100 | 4,650 | 4,750 |
| | リスク・ウエイト150% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | リスク・ウエイト250% | 0 | 1,857 | 1,857 | 0 | 1,857 | 1,857 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| リスク・ウエイト1250% | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | | 4,304 | 103,635 | 107,940 | 5,376 | 109,616 | 114,992 |

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

| | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | |
|-------------------------|--------------|----|------------------|--------------|-----|------------------|
| | 適格金融 資産担保 | 保証 | クレジット・デ リバティブ | 適格金融 資産担保 | 保証 | クレジット・デ リバティブ |
| 地方公共団体金融機構 向け | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 我が国の政府関係機関 向け | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地方三公社向け | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 金融機関及び第一種金 融商品取引業者向け | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 法人等向け | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小企業等向け及び個 人向け | 12 | 54 | 0 | 8 | 46 | 0 |
| 抵当権付住宅ローン | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 不動産取得等事業向け | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 三月以上延滞等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 証券化 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中央清算機関関連 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 上記以外 | 39 | 16 | 0 | 22 | 309 | 0 |
| 合計 | 51 | 71 | 0 | 30 | 356 | 0 |

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

**派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の
リスクに関する事項**

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

| | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|-----|----------|-------|----------|-------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 |
| 上場 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 非上場 | 2,415 | 2,415 | 2,415 | 2,415 |
| 合計 | 2,415 | 2,415 | 2,415 | 2,415 |

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

| 令和3年度 | | | 令和4年度 | | |
|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
| 売却益 | 売却損 | 償却額 | 売却益 | 売却損 | 償却額 |
| 0 | 0 | 0 | - | - | - |

貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分を其他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

| 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|-------|-----|-------|-----|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| 0 | 0 | - | - |

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

| 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|-------|-----|-------|-----|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| 0 | 0 | - | - |

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間の mismatches が存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当ありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。

なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定には変更していません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

該当ありません。

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

| IRRBB1:金利リスク | | | | | |
|--------------|-----------|-------|-------|-------|-----|
| 項番 | | △EVE | | △NII | |
| | | 当期末 | 前期末 | 当期末 | 前期末 |
| 1 | 上方パラレルシフト | 912 | 1,026 | 132 | 111 |
| 2 | 下方パラレルシフト | 0 | 0 | 5 | 0 |
| 3 | スティープ化 | 938 | 1,042 | | |
| 4 | フラット化 | 0 | 0 | | |
| 5 | 短期金利上昇 | 2 | 0 | | |
| 6 | 短期金利低下 | 81 | 0 | | |
| 7 | 最大値 | 938 | 1,042 | 132 | 111 |
| | | 当期末 | | 前期末 | |
| 8 | 自己資本の額 | 4,478 | | 4,089 | |

法定開示項目掲載ページ一覧

農協法による開示基準対比での掲載ページは以下のとおりです。

【単体情報】

<法定開示項目(農業協同組合施行規則第204条関係)>

| 開示基準項目 | 掲載ページ |
|---|-------|
| 1. 概況及び組織に関する事項 | |
| ○業務の運営の組織 | 47 |
| ○理事及び監事の氏名及び役職名 | 48 |
| ○事務所の名称及び所在地 | 50 |
| ○特定信用事業代理業者に関する事項 | 51 |
| ○会計監査人の名称 | 51 |
| 2. 主要な業務の内容 | 33 |
| 3. 主要な業務に関する事項 | |
| ○直近の事業年度における事業の概況 | 9 |
| ○直近の5事業年度における主要な業務の概況 | 88 |
| ○直近の2事業年度における事業の概況 | |
| <主要な業務の指標> | |
| ・事業粗収益及び事業粗利益率 | 89 |
| ・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支 | 89 |
| ・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや | 89 |
| ・受取利息及び支払利息の増減 | 89 |
| ・総資産経常利益率及び資本経常利益率 | 90 |
| ・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率 | 90 |
| <貯金に関する指標> | |
| ・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高 | 91 |
| ・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高 | 91 |
| <貸出金等に関する指標> | |
| ・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 | 92 |
| ・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 | 92 |
| ・担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 | 92 |
| ・用途別の貸出金残高 | 93 |
| ・主要な農業関係の貸出実績 | 94 |
| ・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合 | 93 |
| ・貯貸率の期末値及び期中平均値 | 90 |
| <有価証券に関する指標> | |
| ・商品有価証券の種類別の平均残高 | 98 |
| ・有価証券の種類別の残存期間別の残高 | 99 |
| ・有価証券の種類別の平均残高 | 98 |
| ・貯証率の期末値及び期中平均値 | 90 |
| 4. 業務の運営に関する事項 | |
| ○リスク管理の体制 | 17 |
| ○法令遵守の体制 | 21 |
| ○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 | 15 |
| ○次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 | |
| <指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合> | |
| ・手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称 | 22 |
| <指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合> | |
| ・苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 | 22 |

| 開示基準項目 | 掲載ページ |
|---|----------|
| 5. 組合の直近2事業年度における財産の状況 | |
| ○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書 | 53,54,84 |
| ○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額 | 95 |
| ・破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | |
| ・危険債権 | |
| ・三月以上延滞債権 | |
| ・貸出条件緩和債権 | |
| ・正常債権 | |
| ○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権 | 95 |
| ○自己資本の充実の状況 | |
| <自己資本の充実の状況に関する開示項目> | |
| ●定性的開示事項 | |
| ・自己資本調達手段の概要 | 24 |
| ・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要 | 24 |
| ・信用リスクに関する事項 | 109 |
| ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 | 113 |
| ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 | 115 |
| ・証券化エクスポージャーに関する事項 | 115 |
| ・オペレーショナル・リスクに関する事項 | 18 |
| ・出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 | 116 |
| ・金利リスクに関する事項 | 119 |
| ●定量的開示事項 | |
| ・自己資本の構成に関する事項 | 105 |
| ・自己資本の充実度に関する事項 | 107 |
| ・信用リスクに関する事項 | 109 |
| ・信用リスク削減手法に関する事項 | 113 |
| ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 | 115 |
| ・証券化エクスポージャーに関する事項 | 115 |
| ・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 | 116 |
| ・リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 | 118 |
| ・金利リスクに関する事項 | 119 |
| ○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 | |
| ・有価証券 | 98 |
| ・金銭の信託 | 98 |
| ・デリバティブ取引 | 98 |
| ・金融等デリバティブ取引 | 98 |
| ・有価証券関連店頭デリバティブ取引 | 98 |
| ○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 | 91 |
| ○貸出金償却の額 | 91 |
| ○会計監査人の監査 | 87 |

